

大多喜町地域防災計画

第3編 風水害等編

目 次

第1章 総則	風 - 1
第1節 風水害等対策の基本的視点.....	風 - 1
第2節 浸水被害の想定.....	風 - 2
第2章 災害予防計画	風 - 3
第1節 防災意識の向上.....	風 - 3
第2節 水害予防対策.....	風 - 10
第3節 土砂災害予防対策.....	風 - 13
第4節 風害予防対策.....	風 - 19
第5節 雪害予防対策.....	風 - 23
第6節 火災予防対策.....	風 - 26
第7節 消防計画.....	風 - 28
第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備.....	風 - 30
第9節 情報連絡体制の整備.....	風 - 37
第10節 備蓄・物流計画.....	風 - 41
第11節 防災施設の整備.....	風 - 43
第12節 帰宅困難者等対策.....	風 - 47
第13節 防災体制の整備.....	風 - 49
第3章 災害応急対策計画	風 - 51
第1節 災害対策本部活動.....	風 - 51
第2節 情報収集・伝達体制.....	風 - 65
第3節 水防計画.....	風 - 82
第4節 避難計画.....	風 - 92
第5節 要配慮者の安全確保対策.....	風 - 102
第6節 救助・救急・医療救護活動.....	風 - 106
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	風 - 113
第8節 救援物資供給活動.....	風 - 119
第9節 広域応援の要請.....	風 - 125
第10節 受援体制.....	風 - 130
第11節 自衛隊への災害派遣要請.....	風 - 135
第12節 学校等の安全対策・文化財の保護.....	風 - 140

第13節 帰宅困難者等対策.....	風 - 144
第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	風 - 146
第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	風 - 154
第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧.....	風 - 157
第17節 ボランティアの協力.....	風 - 163

第4章 災害復旧計画..... 風 - 168

第1節 被災者生活安定のための支援.....	風 - 168
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画.....	風 - 175
第3節 激甚災害の指定.....	風 - 180
第4節 災害復興.....	風 - 181

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。））における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期する。

第1節 風水害等対策の基本的視点

本編の基本的な視点は次のとおりである。

1. 「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策

本町は房総半島の内陸部に位置し、大雨、台風等による被害を受けやすい地形条件にあり、近年も「令和元年東日本台風（台風19号）」や「令和元年房総半島台風（台風15号）」等による被害が発生したが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたこともあり、風水害による被害は最小限にとどめられている。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展等による要配慮者の増加や住民の相互扶助意識の低下等、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻等の暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていく。

2. 各種防災・治水事業、河川改修事業等の推進

本町は、千葉県内の町村としては第1位の面積を持つが、その大部分が丘陵地であり、町の中心として発展した旧城下町は、蛇行した夷隅川中流域の平坦地に位置している。

このため、ひとたび河川が氾濫すると被害は多大なものとなるおそれがあることから、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、各種防災・治水事業、河川改修事業等を推進する。

また、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

3. 治山事業等の推進

本町を含む房総半島南部の山岳地帯は、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水氾濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に発生し、道路、護岸等の公共施設や農地被害をしばしばもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

第2節 浸水被害の想定

千葉県では、平成17年に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、夷隅川と養老川において、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について調査を実施した。

本町は、養老川については浸水想定区域外であったが、夷隅川の浸水想定区域については、大多喜町防災マップ（夷隅川洪水浸水想定区域図）として公表しており、その災害規模を本計画の前提条件とする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら災害についての正しい認識をもち、平時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1. 防災教育 【総務課、教育課、生涯学習課】

町は、児童・生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発を図るとともに、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災教育の実施

防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、防災に関する専門家や災害体験者の講演を実施する。

イ 教科等による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

ウ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急

手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 家庭・地域における防災教育の実施

学校での防災教育の取組みを家庭や地域に公開したり、地域の防災文化の伝承やゲーム要素を取り入れた防災イベント等の実施等により、家庭、地域における防災意識の向上を図る。

(3) 社会教育における防災教育の実施

公民館等の社会教育施設において、防災教室等の防災学習の機会を設ける。また、PTA等の各種社会教育団体の研修等において、防災に関する意識の啓発を図るように努める。

(4) 事業所等の防災教育の実施

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを認識し、従業員等に対する防災研修や防災教育を積極的に実施していく。

(5) 防災上重要な施設における防災教育の実施

ア 病院及び福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設の施設管理者は、要介護者の把握、避難誘導の訓練等、平時から十分な防災教育及び訓練活動を行うとともに、従業員及び入所者に対し、防災意識の高揚に努める。また、夜間又は休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により平時から地域との連携を深める。

イ 観光施設、宿泊施設等における防災教育

災害時の観光客の安全を図るためには、観光客への災害情報の周知及び避難誘導が最も重要である。このため、事業者は、従業員に対して消防設備、避難誘導、救出、救護等に重点を置いた教育及び訓練を実施する。また、観光客には、災害時の避難等について掲示板、チラシ等を通じて理解を得るよう努める。

ウ その他不特定多数が集まる施設

レクリエーション施設等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分な防災教育及び訓練を実施する。

(6) 防災対策要員に対する防災教育

ア 応急対策活動の習熟

応急対策計画による被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講習会の開催

学識経験者、防災機関の担当者等を講師とした研修会や講習会を開催していく。

2. 過去の災害教訓の伝承 【総務課】

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

また、町は、国土地理院と連携して、浸水の水位を示す石碑やモニュメント等の「自然災害伝承碑」が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3. 防災広報の充実 【総務課】

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町は、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し、防災広報の充実に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当っては、特に、住民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- (ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「防災マップ」等を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (コ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (サ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (シ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、町によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として、県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台

風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

(2) 実施方法

ア ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

イ 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

ウ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、「広報おおたき」に防災知識に関する事項を掲載する。

エ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

オ 学校教育

児童・生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。

カ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4. 自主防災体制の強化 【総務課、消防本部】

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、平時から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。

また、町は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携し

て避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

自主防災組織は、平時、地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町は県と協力してこれを促進する。

■ 自主防災組織の活動形態

平 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

町は、災害等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が町と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5. 防災訓練の充実 【総務課】

町は、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど、実践的なものとなるよう工夫する。特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

町は、その水域に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、合同で訓練を実施する。

ア 実施時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

消防本部は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

町及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、避難者等の人命保護のため、特に避難についての施

設を整備し、訓練を実施する。

また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

町、県及び防災関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

(5) 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

災害時に自らの安全を確保するためには、平時から住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。

このため、事業所、自主防災組織及び住民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を深めていく。

6. 調査・研究 【総務課】

風水害等は、気候変動に伴い、降雨の仕方が変化し、規模や頻度が増大している。

このため、風水害及び風水害防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握するとともに、関係市町村と情報共有や連携しながら、風水害対策を総合的かつ効果的に推進していく。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図る。

1. 水害予防計画 【総務課、企画課、建設課、農林課、消防本部、夷隅土木事務所】

(1) 森林の水源かん養機能等における流出抑制対策

町は、県が策定する「千葉南部地域森林計画書」に基づき、県と連携して森林の整備に努めるとともに、立木の伐採制限、植栽義務を課するなどにより、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

(2) 農作物等の水害予防対策

町は、夷隅農業事務所、いすみ農業協同組合等と連携し、以下の事項を考慮して営農上の水害予防対策を講ずる。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には、次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水等が発生する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。

また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨の降り始めから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

(ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

- a 河川堤防の補強、土俵の配置、臨時の築堤
- b ポンプ排水、ダム放流による洪水調節 等

(イ) 水害直後の対策

- a 水路内の障害物の除去
- b 排水ポンプ等による耕地の停滞水の除去
- c 客土による根株の固定
- d 収穫期農作物の早期収穫と乾燥
- e 病虫害防除対策
- f 回復の見込みのない作物の早期除去 等

エ 水害等に対する事前対策

(ア) 基幹的な排水施設の事前運転

(イ) 気象情報の入手と対策の実施 等

(3) 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し、流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定した。

町は、同手引きに基づき、県の指導を受け、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(4) 浸水想定区域等の調査及び周知

ア 浸水想定区域の調査

町及び県は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、危険区域の把握に努める。

イ 浸水想定区域等の周知

町は、水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、洪水ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し、浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、洪水ハザードマップを作成するに当たっては、県から県管理河川の浸水実績図や浸水予想区域図等の提供や指導を受けて作成する。

ウ 災害危険区域の指定

町及び県は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(5) 要配慮者利用施設等の避難確保計画等について

本地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。なお、町は、計画作成に際し、県から技術的助言等の指導を受けることができる。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。

2. 災害に強いまちづくりの推進

町は、防災まちづくりの推進に当たっては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を推進する。

第3節 土砂災害予防対策

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」（明治30年法律第29号）等に基づいた対策に努める。

1. 土砂災害防止法に基づく対策の推進 【総務課、建設課、農林課、夷隅土木事務所】

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り、以下の手続きを推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表するとともに、町及び関係住民へ周知する。

(2) 基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

＜資料編 土砂災害警戒区域等一覧表＞

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

- ア 町は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。
- イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。
- エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告をすることができる。また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずる。

2. 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 【総務課、建設課、農林課】

(1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて町に対し、必要な支援を行なう。

ア 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

イ 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表等土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある地域を特定した上で、的確に緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、町は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、町に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 町は、本地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は本地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

エ 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの区域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等が発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

キ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方气象台は、土砂災害防止法、気象業務法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3. 防災知識の普及啓発 【総務課】

(1) 町及び県は、住民に対しインターネット、防災マップやため池ハザードマップ、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、町は、当該箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4. 急傾斜地災害等の防止 【総務課、企画課、建設課、農林課、夷隅土木事務所】

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

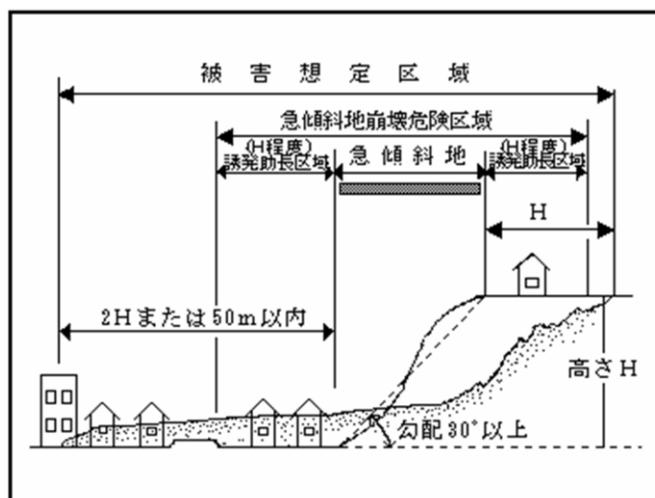
また、県はこの指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、次のとおりである。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから

順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

<資料編 土砂災害警戒区域等一覧表>

(2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

<資料編 土石流危険渓流一覧表>

(3) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

現在、本町における山地災害危険地区と思われる箇所は、資料のとおりである。

これらの危険地区については、降雨等により崩壊の可能性が高く、早急な予防対策を必要とする箇所から県と協議し、計画的に治山事業の実施を図る。

<資料編 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）一覧表>

(4) 宅地造成地災害対策

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

町は、県の宅地開発等の開発行為に関する次のような指導等に基づき、宅地開発等が誘因となる災害を未然に防止していく。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

5. ため池施設の安全化 【農林課】

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

町は、防災重点農業用ため池について、県から「ため池マップ」及び「浸水想定区域図」の提供を受け、町ホームページにおいて、位置、浸水想定区域図を公表している。今後は、関係世帯への浸水想定区域図の配布により、周知徹底に努める。

また、町は県と協力し、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する。

＜資料編 防災重点農業用ため池一覧表＞

6. 孤立集落対策の推進 【総務課】

町は、災害時に孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の対策を講ずる。

町は、災害時に孤立するおそれのある地区について、以下の対策を講ずる。

- (1) 集会所等への非常用食料、飲用水の備蓄を行う。
- (2) トランシーバー等の外部との最低限の通信手段を確保する。

7. 災害に強いまちづくりの推進 【建設課、企画課】

町は、防災まちづくりの推進に当たっては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を推進する。

第4節 風害予防対策

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発【総務課、消防本部】

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

■突風に関する気象情報

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

気象情報	内 容
竜巻発生確度 ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。</p> <p>平時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

(2) 身を守るための知識

台風等による気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

(イ) 雨戸・シャッターを閉める

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

(イ) 橋や陸橋の下に行かない

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2. 農作物等の風害防止対策 【農林課】

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 多目的防風網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥等多目的な効果が得られる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

(2) 防風垣及び防風ネットの設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。

なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選

ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし、1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全を尽くすこと。

3. 電力施設風害防止対策 【東京電力パワーグリッド(株)】

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/s としている。

(2) 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき、次により設置している。

ア 送電設備

計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平時から計画的な樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊することがないように、施設の強化を依頼する。

イ 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

ウ 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るように設計し、その他については送電設備に準じている。

エ 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(4) 無電柱化の推進

町は、風害による電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等を未然に防止するとともに、迅速な応急活動を実施するため、道路の無電柱化について検討を図る。

4. 通信施設の風害防止対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査・検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(4) 予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努める。

5. 水道施設の風害による停電対策

台風等の強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

ア 町は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

イ 整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

ア 平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、町は、補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

イ 燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

第5節 雪害予防対策

本町は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に、農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1. 道路雪害防止対策 【建設課、農林課】

(1) 雪崩防止対策

本町は、積雪量が少ないために、特別な施設事業はないが、必要に応じて行う。

(2) 除雪区分（倒木処理含む）

以下のとおりとする。

ア 除雪区分

(ア) 車道部

道路種別	除雪区分	実施内容
一級町道	2車線の確保を原則とし、バスの停留所等は拡幅する。夜間除雪は原則として行わない。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要の限り実施し、特別の場合、待避所を設け1車線交通になることがある。
二級町道	現道の確保を原則とし、バスの停留所等は拡幅する。夜間除雪は原則として行わない。	現道幅を確保し、路面の維持作業は必要の限り実施し、特別の場合、待避所を設け1車線交通になることがある。

(イ) 歩道部及び歩道橋

歩道は、通学路を優先とし、除雪に努める。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置する。

イ 除雪路線

(ア) 町道

町道の除雪路線は、次のとおりである。しかし、路線の性格、地域並びに気象条件を考慮して決定する。

道路種別	一級町道	二級町道	その他町道	合計
路線数	9	9	5	23
実延長	17.8 km	14.7 km	6.6 km	39.1 km

(イ) 農道

農道の除雪路線は、次のとおりである。

- ・農道 川畑平沢線
- ・農道 平沢田代線

<資料編 除雪路線>

(3) 除雪作業

- ア 町は、タイヤショベル類の機械により、除雪と人力による融雪剤等の散布を実施する。
- イ 融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等必要な措置及び砂、散布剤等の諸資器材の準備等道路管理体制の整備を行っておく。

(4) 道路通行規制の実施

町及び県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努める。

(5) 防災知識の普及

町及び県は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

2. 農作物等の雪害防止対策 【農林課】

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの5つに分けることができる。

なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等があげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

- (ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- (イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めるとともに、暖房器具を設置しているものについては、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いため、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいため、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の排水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大

切である。

- (イ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるため、雪の上に黒土、くん炭等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は、20 cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) 暖房器具を設置しているものについては、事故に留意して加温調整を行う。
- (エ) 露地ものについては、支柱を四隅に立て、マイカー線等で周囲を押さえるなど、倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪や融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きょを掘るなどの排水対策を行う。

3. 電力施設雪害防止対策 【東京電力パワーグリッド(株)】

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を高压電線に適用している。

4. 通信施設雪害防止対策 【東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ・KDDI(株)】

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模火災等編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画による。

1. 火災予防に係る立入検査 【消防本部】

消防本部は、3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点は次項に示すとおりである。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下、「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2. 住宅防火対策 【消防本部】

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、消防本部は、関係団体等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感電ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発するなど、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3. 消防組織及び施設の整備充実 【消防本部、消防団】

(1) 消防組織

消防本部は消防職員の確保を、町は消防団員の確保を推進する。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等、町の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

4. 火災予防についての啓発 【消防本部、消防団】

(1) 火災予防運動

消防本部は、春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため、町内又は管内で次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報紙、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

(2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

(3) 危険物施設、建築物、危険物車両等の査察

(4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防体制・施設の強化 【総務課、消防本部、消防団】

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、町は大規模災害の発生に対処するために、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が整備する高度な技術・資器材等消防体制及び消防設備の整備を拡充するため、財政支援を行う。

(2) 消防団員の確保

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進、機能別団員の採用促進等、消防団員の確保及び消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(3) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

本町における消防力の現況は、以下のとおりである。

■本町の消防力（令和3年4月1日現在）

体制	消防分団	6	
	消防団員	346	
設備	指揮車	1	
	普通ポンプ自動車	5	
	小型動力ポンプ付積載車	19	
	その他	その他の消防車両	1
		緊急二輪車(赤バイク)	3
計	29		
施設	消火栓	184	
	防火水槽	248	
	その他水利	85	
	計	517	

資料：令和2年度消防年報（夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部）

(4) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、老朽化した消防団詰所の改築や、消防ポンプ車の更新を実施する。

2. 消防団員の教育訓練 【総務課、消防団】

県消防学校において、消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」（平成27年3月31日改正）に基づく教育訓練を行う。

- (1) 基礎教育（新任科）
- (2) 専科教育（警防科）
- (3) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (4) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

3. 市町村相互の応援体制 【総務課、消防本部】

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては、他の市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資器材リストの更新を行う。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

4. 消防思想の普及 【総務課、消防本部、消防団】

町及び消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動の実施（各1週間）
- (2) 消防大会及び県操法大会への消防職員・団員の参加促進と士気高揚
- (3) 県の各種講習会等への消防職員・団員の参加促進
- (4) 関係団体との協力による消防思想の普及及び火災予防の徹底

5. 消防計画の推進 【消防本部】

町及び消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員召集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者等災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町及び県は、高齢者や障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府(防災担当)、平成25年8月(令和3年5月改訂)以下、本編において「取組指針」という。)を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、本編において「手引き」という。）」を作成している。

1. 避難行動要支援者への対応 【総務課、健康福祉課】

町は、災対法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、町の取組みを支援する。

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、次の事項を定める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉等の各担当部署が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

また、平時から要配慮者と接している健康福祉課、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく。

(ウ) 所在把握には、自治会等従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 県は、町から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、町への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 町は、本地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
 - ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

現在、避難行動要支援者名簿は、健康福祉課及び総務課に保管されており、災害時の所在確認をすることとなっている。

町は、本庁舎が被災した場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防団、消防本部、勝浦警察署等

の避難支援等関係者に名簿を提供する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。

また、転居や死亡等により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

2. 避難行動要支援者避難支援プランの策定 【総務課、健康福祉課】

(1) 全体計画の策定

町は、高齢者や障害者等の要支援者のうち、自力での避難が困難な者の避難活動を支援するために、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」(内閣府(防災担当)、平成25年8月)に基づき、「大多喜町避難支援プラン<全体計画>」を策定する。

全体計画において定める事項は、次のとおりである。

■全体計画において定める必須事項

項目	内容
避難支援等関係者となる者 (避難行動要支援者名簿を共有して避難支援にあたる者)	<改正災対法 第49条の11(避難情報の利用及び提供)の2> 消防機関、区(区の役員、班長等の地域の支援者)、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲	<改正災対法 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)の1> ① 介護保険の要介護認定が3～5の者 ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者 ③ 75歳以上の一人暮らし高齢者 ④ 75歳以上のみで構成される世帯の高齢者 ⑤ 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者(日中独居の高齢者や75歳未満の高齢者、日本語に不慣れな外国人等)
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	<改正災対法 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)の1> 大多喜町個人情報保護条例第8条1項第6号の規定に基づき、福祉部局が保有する情報や住民基本台帳等の行政内部情報を活用する。

項目	内容
名簿の更新に関する事項	〈改正災対法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）の1〉 定期的（毎年度）に情報の内容を更新するとともに、転居や死亡等記載内容に変更が生じた場合にはその都度速やかに更新する。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置	〈改正災対法 第49条の12（名簿情報を提供する場合における配慮）〉 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	〈改正災対法 第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）の2〉 町は、避難行動要支援者の状態やその特性、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車、緊急速報メール等、多様な情報伝達手段の確保を図る。
避難支援等関係者の安全確保	〈改正災対法 第50条（災害応急対策及びその実施責任）〉 町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

（2）個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

（ア）作成に係る方針及び体制等

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、防災担当部署や福祉担当部署の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、町や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

（イ）個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

町は、庁舎が被災した場合を考慮し、県との連携等により個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方 公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供し共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

町は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等必要な配慮をする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 要配慮者全般への対応 【総務課、健康福祉課】

(1) 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づける。

(2) 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるように、その体制及び施設・設備の整備に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

ア 町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

イ 町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

ウ 町は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる次のような物資について、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

(ア) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品

(イ) ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等

エ 町は、手引きや関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、町社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

(7) 在宅難病患者等への対応

町は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、平時から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(8) 広域避難者への対応

町は県と協議し、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

4. 社会福祉施設における防災対策 【特別養護老人ホーム、施設管理者】

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

施設管理者は、消防本部の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を策定しておく。

また、平時から施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入通所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に行う。

また、施設職員や入通所者等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入通所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

5. 外国人に対する対策 【企画課】

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

(1) 多言語による広報の充実

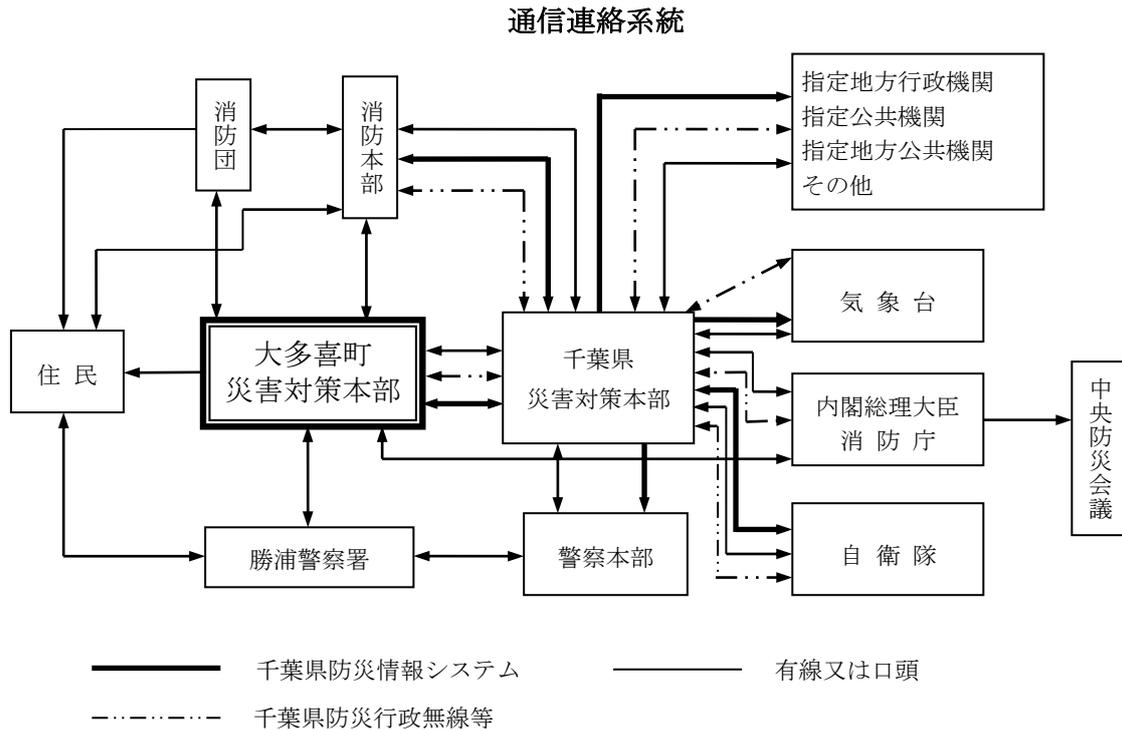
(2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。



1. 町における災害通信施設の整備 【総務課】

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれがある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低いなど、堅固な場所への設置等を図る。

(1) 町防災行政無線網の整備

町は、町防災行政無線網を整備しているが、災害時における緊急の情報伝達手段を確保するため、定期的な保守点検を行い、施設の維持管理に努める。

また、災害時における多量の情報処理をより円滑にかつ迅速に行い、住民に情報が今まで以上に正確に伝達されるよう、今後も情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

(2) 有線通信施設

ア 有線通信手段

有線通信は、次のとおりとする。なお、災害時において、防災関係機関や民間等の協力機関に応援や協力要請を迅速かつ的確に行うための名簿を作成しておく。

(ア) 電話・ファクシミリ通信

(イ) 県防災情報システム

イ 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。

このため、既設の電話番号を東日本電信電話(株)に登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておく。

なお、災害時優先電話番号は、次のとおりである。

■ 災害時優先電話

課 名	電話番号
総務課	0470-82-5191
建設課	0470-82-2934
宿直室	0470-82-5192
F A X	0470-82-4461

(3) 情報通信設備の風水害等対策

町又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、風水害等対策を充分に行い、災害時の機能確保に努める。

(4) 職員の情報伝達手段の確立

災害時の職員の動員を図る手段は、電話及び防災行政無線による。

なお、電話回線に被害があった場合に備えて、本町周囲の通信環境の状況をみながら携帯端末等を活用した情報伝達手段の整備を今後検討していく。

また、電話で情報伝達が出来ない場合、防災行政無線（移動系）、アマチュア無線、使送等による伝達方法を定める。

2. 警察における災害通信網の整備

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して、整備に努める。

(2) 知事、町長及び指定（地方）行政機関の長は、災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

3. 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4. 東日本電信電話(株)における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)は、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、ポータブル衛星通信局(衛星系)等を配備している。

また、災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5. (株)NTTドコモにおける災害通信施設の整備

(株)NTTドコモは、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6. KDDI(株)における災害通信施設等の整備

KDDI(株)は、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信施設の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7. ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)は、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

8. 非常通信体制の整備強化 【総務課】

町、県及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常(緊急)電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。

9. その他無線通信の活用・整備 【総務課、各関係機関】

(1) アマチュア無線の活用

町は、災害時におけるアマチュア無線活動を活用するため、あらかじめアマチュア無線局の開設者を把握し、災害時の協力依頼をするとともに、名簿の作成を行う。

(2) 民間の無線通信の活用

町は、県、町、その他防災関係機関等の無線が災害により使用が困難な場合を想定して、民間の無線を活用できるよう、平時から協力体制の整備に努め、災害時に必要に応じて、タクシー会社や運送業者等の民間業者の無線施設を活用できるよう、無線施設使用の協約の締結に努める。

■ 主な民間の無線施設

区 分	無線施設
東京電力パワーグリッド(株)	東京電力通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

(3) その他無線通信の整備

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な情報連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんな
で守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進す
るよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して
円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資
等の計画的な整備を図る。

1. 食料及び生活必需品等の供給体制の整備 【総務課】

(1) 備蓄意識の高揚

町は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事
業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にその
まま使用するという備蓄に対する考え方等、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するととも
に、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行わ
れるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需
品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の
備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・マスク・消毒
液・段ボールベット・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感
染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、
子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に
努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄す
ることが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達に
よる確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援シ
ステムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(3) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的
地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から、
訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民
間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

ア 県における物流体制

大規模災害時において、県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者等と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、町物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送する。

イ 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

<資料編 協定・覚書等一覧表>

2. 医薬品及び応急医療資機材等の整備 【健康福祉課】

(1) 災害用医薬品等の確保体制の整備

町は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、（一社）夷隅医師会等と連携して供給の調整に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）等に整備しており、町は県と連携し、平時から体制整備に努める。

第11節 防災施設の整備

災害から住民の生命や財産を守るためには、被災時にあっても町が適切な応急対策活動を行うための機能を維持することが重要である。このため町は、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設の整備を推進する。

1. 防災拠点の整備 【総務課】

町は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備並びに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

■防災拠点施設

種別	施設名称	所在地
防災拠点施設 代替施設	大多喜町役場	大多喜町大多喜 93
	中央公民館	大多喜町大多喜 486-10
	上瀑ふれあいセンター	大多喜町下大多喜 100
	B & G 海洋センター	大多喜町大多喜 486-12
	農村コミュニティーセンター	大多喜町三条 440-1
防災備蓄施設	大多喜町役場	大多喜町大多喜 93
	旧老川小学校	大多喜町小田代 524-1
	三育学院中学校(旧西中学校)	大多喜町中野 589
	西小学校	大多喜町松尾 277
	旧総元小学校	大多喜町大戸 433
	大多喜小学校	大多喜町大多喜 12
	B & G 海洋センター脇倉庫	大多喜町大多喜 486-12
	旧上瀑小学校	大多喜町下大多喜 100
	大多喜中学校	大多喜町船子 197
	農村コミュニティーセンター	大多喜町三条 440-1
	味の研修館	大多喜町大戸 589
	大多喜高校	大多喜町大多喜 481

<資料編 防災備蓄倉庫の状況>

2. 避難施設の整備 【総務課、教育課、生涯学習課】

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、平時から住民等への周知徹底に努める。

町は、災対法、政令及び府令、取組指針、手引きにより避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被害が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定し、又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを平時から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定し、又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。
また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における通信機器、公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
また、灯油、エルピーガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。
- (ケ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (サ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に町教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ス) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (セ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
- (ソ) 町は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

＜資料編 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表＞

(3) 避難施設管理体制の整備

避難を実施するにあたっては、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため町は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・町・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。

(4) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう、平時から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

町は、災害時に的確に避難ができるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を行う。住民への周知は、次の方法を検討する。

- ア 「広報おおたき」や町ホームページを使って定期的に避難所の位置を周知させる。
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。
- ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。
- エ 避難所位置を記載した防災マップを作成し、役場、公民館等で常時配布する。

3. ヘリコプター臨時離発着場等の確保 【総務課】

町は、道路・橋りょう等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進める。

また、災害の状況により、新たなヘリポートの必要性が生じた場合は、臨時ヘリポート設置基準に基づき開設する。

■指定臨時ヘリポート

離発着場名称	所在地		施設管理者	広 さ		最寄消防署から(m)	避難所との競合
	地名・地番	座 標		巾×長さ(m)	区分		
多目的広場	大多喜 486-16	N:35, 16, 54 E:140, 14, 21	教育委員会	195×105	中	1,720	B & G 海洋センター

【臨時ヘリポート指定基準】

- ・75m×75m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
- ・施設周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ・ヘリコプターの着陸に際しては、約20%の横風があるのでその風圧を考慮すること。

＜資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

4. 道の駅の防災機能強化 【建設課、農林課】

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努める。

第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保等の対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講ずることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図る。

1. 一斉帰宅の抑制 【総務課】

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより、心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。台風等の暴風雨が継続している場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。総務課は、この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

2. 情報連絡体制の整備 【総務課】

台風等ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により、早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会等、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3. 帰宅困難者等への情報提供 【総務課】

企業、学校等関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等の情報発信手段についても検討していく。

4. 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み 【各関係機関】

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や、安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県、近隣市町村、防災関係機関、事業者等との連携を密にする。

また、あらかじめ応援協定を締結し、相互の連携を強化して防災体制の万全を期する。

1. 防災体制の整備 【各課、各関係機関】

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 燃料の供給体制の整備

町は、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。

(3) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町は、避難所等における災害対応等について、男女共同参画の視点を踏まえた体制づくりに努める。

2. 市町村間の相互応援体制の整備 【総務課】

(1) 相互応援協定の締結

町内において災害が発生した際に適切な応急措置を行うため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条及び消防組織法第39条の規定等に基づき、他市町村との応援協定の締結を図る。

【現在締結されている相互応援協定】

- ア 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- イ 大多喜町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定
- ウ 品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定
- エ 災害発生時における大多喜町と郵便局の協力に関する協定 他

<資料編 協定・覚書等一覧表>

(2) 応援要請及び担当窓口

町長は、災害時の応援が迅速かつ円滑に行われるよう、次の事項を示し応援要請を行う。

- ア 被害の状況
- イ 応援の種類
- ウ 応援の具体的な内容及び必要量
- エ 応援を希望する期間
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ その他必要な事項

応援要請及び受入担当窓口は、総務課とする。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害時に指定地方行政機関に対する職員派遣の要請が迅速かつ円滑に行えるように、応援要請手続、情報伝達方法等について整備を図り、併せて職員への周知を図る。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

なお、公共的団体や公的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を緊密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

(5) 民間事業者及び民間団体との協力体制の確立

災害時に人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に行えるよう、次のように民間事業者及び民間団体と協力体制を整える。

ア 災害時の応援協力協定を締結する必要がある団体等

- ・大多喜町商工会
- ・いすみ農業協同組合

イ 各事業者及び団体に対し防災計画、防災マニュアル等の作成促進

ウ 協力要請の手続等所定事務の明確化

エ 担当窓口の明確化

企画課、建設課、商工観光課、農林課

3. 業務継続計画の策定 【総務課】

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋りょうの破損、さらには生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期す。

1. 町の活動体制 【全課（全室・全局）】

町及び防災関係機関は、町内及び近隣市町村に風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動する。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りには許されるが見逃しは許されない

町の組織及び運営は、災対法、大多喜町災害対策本部条例及び大多喜町災害対策本部規程の定めるところによる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報収集体制

大雨・洪水注意報、大雨・暴風・洪水警報の1以上が県南部（夷隅・安房）に発表されたとき、又は、深夜から明け方に前記の注意報・警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、総務課長及び各組織の長は、次の措置を講ずる。

- (ア) 気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害情報の把握及び報告

イ 災害即応体制

県南部に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報が発表され、かつ、県南部が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、関係部局は情報収集体制を強化する。

ウ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに副町長を経由して町長に報告する。

また、必要に応じ、町防災会議、県の機関その他防災関係機関に同様の報告又は通報を

行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町長は、災害応急対策を推進するため、町において局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部の廃止

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 設置又は廃止の通報又は発表

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を県に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認めるものに通報する。

また、町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

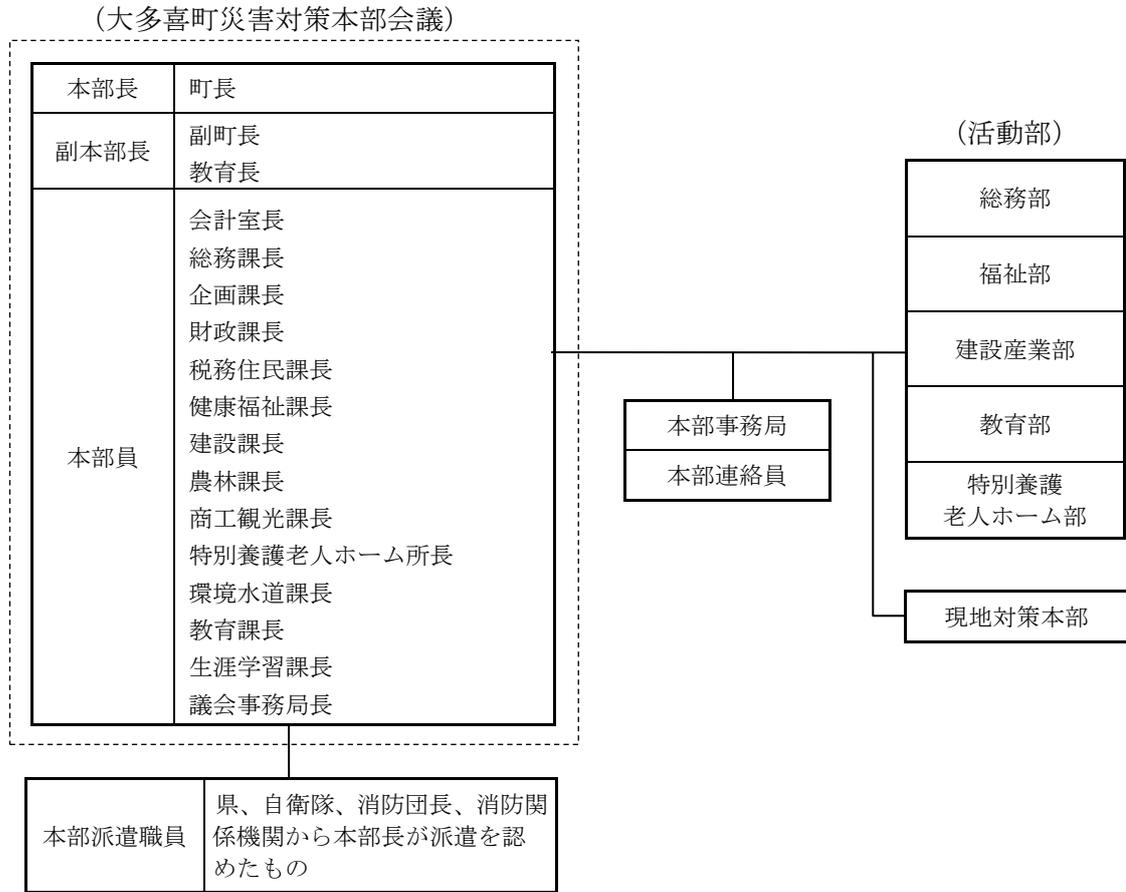
(イ) 隣接市町村長

エ 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織、編成及び事務分掌は、大多喜町災害対策本部条例及び大多喜町災害対策本部規程の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

また、本部長は必要に応じて、災害対策本部に県、警察、消防、自衛隊等の関係者の派遣を求める。

■ 【災害対策本部の組織】



■災害対策本部の事務分掌

部	班	担当課等	業務分掌
総務部	総務班	総務課 会計室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 配備体制の伝達に関する事。 (2) 職員の動員、動員数及び配置状況の取りまとめに関する事。 (3) 各部への命令、決定事項等の伝達に関する事。 (4) 各部との連絡調整に関する事。 (5) 気象情報の収集及び伝達に関する事。 (6) 災害時の町有車両の確保及び利用調整に関する事。 (7) 消防団の動員及び連絡に関する事。 (8) 県及び防災関係機関への被害状況報告及び総合連絡調整に関する事。 (9) 災害対策本部に関する事。 (10) 防災会議に関する事。 (11) 自衛隊出動要請及び連絡調整に関する事。 (12) 相互要請協定に基づく応援要請及び受入体制に関する事。 (13) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請に関する事。 (14) 災害対策に必要な現金の出納及び物品の出納に関する事。 (15) 義援金の保管に関する事。 (16) 被災世帯への災害見舞に関する事。 (17) 災害地視察の対応に関する事。 (18) 職員の安否の確認に関する事。 (19) 職員の服務及び公務災害補償に関する事。 (20) 避難指示等の広報連絡に関する事。 (21) 消防団の出動要請等緊急放送に関する事。 (22) 報道機関との連絡調整に関する事。 (23) 気象情報、災害情報等の広報に関する事。 (24) 災害記録に関する事。 (25) 部内の連絡調整に関する事。 (26) その他災害対策の連絡調整に関する事。 (27) 庁舎の管理等に関する事。 (28) 受援体制の全体調整に関する事。
	情報収集班	企画課 財政課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する各種通報の受理並びに被害情報の収集及び本部への報告に関する事。 (2) 復興計画に関する事。 (3) 災害対策及び応急復旧対策関係予算の編成及び執行に関する事。 (4) 災害応急対策用物資及び資材の購入に係る契約に関する事。 (5) 町有財産の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 (6) 交通機関の被害調査に関する事。 (7) 緊急避難時の避難住民の輸送計画に関する事。 (8) 所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。
	被害調査班	税務住民課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難誘導に関する事。 (2) 被災者及び家屋の被害調査に関する事。 (3) 被害調査担当職員への調査指示及び連絡に関する事。 (4) 被害調査の集計及び報告に関する事。 (5) 町税の減免及び徴収猶予に関する事。 (6) 被災住宅の危険度及び被災度判定に関する事。 (7) 被災者の相談に関する事。 (8) り災証明に関する事。 (9) 避難世帯及び避難住民の確認に関する事。 (10) 義援金及び災害援助物資の受領、配分計画及び配布に関する事。

部	班	担当課等	業務分掌
福祉部	福祉班	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 医療及び防疫に関すること。 (2) 医療機関との連絡に関すること。 (3) 医師会に対する応援要請に関すること。 (4) 薬品等の確保に関すること。 (5) 救護所の設置に関すること。 (6) 災害救助法の適用に関すること。 (7) 避難住民等の健康管理に関すること。 (8) 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 (9) 老人等災害時要援護者に関すること。 (10) 避難所での避難住民の相談受付及び関係部署への連絡に関すること。 (11) 災害救助物資(災害備蓄品)の調達及び配分に関すること。 (12) 被災者の医療救護に関すること。 (13) 町社会福祉協議会との連絡に関すること。 (14) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (15) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 (16) 被災者の保険医療救援に関すること。 (17) 災害ボランティアの受入れ及び配備に関すること。 (18) 災害弔慰金の支給に関すること。 (19) 災害援護資金等の融資に関すること。 (20) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 (21) 部内の連絡調整に関すること。
	環境水道班	環境水道課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地の環境整備に関すること。 (2) 清掃施設の点検及び復旧に関すること。 (3) 塵芥等の応急収集場所の確保に関すること。 (4) 避難所への応急トイレの設置に関すること。 (5) 遺体の埋葬に関すること。 (6) 遺体安置所の確保に関すること。 (7) 遺体の安置及び処置に関すること。 (8) 塵芥等の収集処理に関すること。 (9) 応急給水計画の策定に関すること。 (10) 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 (11) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (12) 飲料水の水質検査及び応急措置に関すること。 (13) 応急給水に関すること。 (14) 給水車及び給水資機材の調達並びに給水活動に関すること。 (15) 所管施設の防災対策及び応急復旧対策に関すること。
建設産業部	建設班	建設課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な労務及び建設重機等の確保に関すること。 (2) 建設業組合等への応援要請に関すること。 (3) 道路通行止等の措置及び警察、消防署等関係機関への連絡に関すること。 (4) 緊急輸送路の確保に関すること。 (5) 公共土木施設の被害状況調査及び報告に関すること。 (6) 公共土木施設の点検及び復旧に関すること。 (7) 水防活動に関すること。 (8) 河川災害の予防対策に関すること。 (9) 災害復旧対策に係る土木建設工事に関すること。 (10) 用水路及び排水路の点検整備及び復旧に関すること。 (11) 公共土木施設の障害物の除去に関すること。

部	班	担当課等	業務分掌
建設産業部	建設班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> (12) 道路被害の調査及び復旧に関する事。 (13) 災害復旧資材等運搬車両の確保に関する事。 (14) 救助物資及び防災対策用資機材の輸送に関する事。 (15) 指定避難所の設営計画、確保及び設置に関する事。 (16) 避難所施設管理者への連絡に関する事。 (17) 応急仮設住宅等の建設に関する事。 (18) 避難所への仮設テント等の設置に関する事。 (19) 自衛隊の宿泊施設等の確保に関する事。 (20) 被災家屋再建等の融資援助に関する事。 (21) 被災宅地危険度判定に関する事。 (22) 部内の連絡調整に関する事。
	農林班	農林課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業施設の被害状況調査、報告及び復旧に関する事。 (2) 所管施設の利用者の避難誘導に関する事。 (3) 所管施設及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関する事。 (4) 応急食料米の確保及び配分に関する事。 (5) 農林水産省関東農政局千葉県拠点との連絡調整に関する事。 (6) 食料野菜の確保に関する事。 (7) 避難所(農村コミュニティーセンター)の設置及び管理に関する事。 (8) 農業施設等の復旧融資に関する事。 (9) ダム及びため池の防災管理に関する事。 (10) 農林災害復旧に関する事。 (11) 災害対策用資機材の置場及び応急避難土地等の公有地の確保に関する事。 (12) 災害対策用資機材の確保及び配分に関する事。 (13) 山地災害の調査、報告、復旧及び災害発生予防対策に関する事。
	商工観光班	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の利用者の避難誘導に関する事。 (2) 所管施設及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関する事。 (3) 災害救助物資(食料、衣料、燃料等)の町内商店からの調達に関する事。 (4) 災害救助物資の供給協定締結に関する事。 (5) 町内企業の被害調査及び報告に関する事。 (6) 観光施設の被害調査、報告及び復旧に関する事。 (7) 自然公園の被害調査、報告及び復旧に関する事。 (8) 観光客の救助及び保護に関する事。
教育部	学校教育班	教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育財産の被害調査、報告及び応急復旧に関する事。 (2) 避難所(学校施設)の設置及び管理に関する事。 (3) 応急校舎の建設に関する事。 (4) 児童・生徒の避難誘導に関する事。 (5) 児童・生徒の被災状況調査に関する事。 (6) 児童・生徒の登下校時の安全確保に関する事。 (7) 応急学校教材の整備及び学用品の供給に関する事。 (8) 被災児童・生徒の救護に関する事。 (9) 児童・生徒の応急教育に関する事。 (10) 部内の連絡調整に関する事。

部	班	担当課等	業務分掌
教育部	給食班	教育課	(1) 避難者等被災者及び災害対策業務従事者の応急食料の調理及び供給に関すること。 (2) 調理材料等の調達に関すること。 (3) 避難所等への応急食料品(非常食)等の確保及び配給に関すること。 (4) 応急食料の輸送計画及び輸送に関すること。
	保育園班	教育課	(1) 保育園児の避難誘導及び救助に関すること。 (2) 保育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 保育園児等の応急保育に関すること。 (4) 保育園児の登退園時の安全確保に関すること。 (5) 入園児童及び世帯の被災状況調査に関すること。 (6) 保育料の減免及び徴収猶予に関すること。 (7) 避難所(各保育園)の設置及び管理に関すること。
	社会教育班	生涯学習課	(1) 所管施設の利用者の避難誘導に関すること。 (2) 所管施設の利用者の被災状況の調査及び応急救護に関すること。 (3) 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 所管施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (5) 避難所(中央公民館、B&G海洋センター)の設置及び管理に関すること。 (6) 文化財等の被害調査に関すること。
特別養護老人ホーム部	特別養護老人ホーム班	特別養護老人ホーム	(1) 入所者及び利用者の避難誘導に関すること。 (2) 入所者及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関すること。 (3) 施設の防災対策、被害調査及び応急復旧に関すること。 (4) 入所者の保護救助に関すること。 (5) 入所者の食料等確保に関すること。

(ア) 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員を招集し、災害対策本部会議を開催し、次の事項の基本方針について決定する。また、本部長に事故あるときは、①副町長、②教育長の順により、その職務を代理する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b その他重要事項に関すること。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、総務課長をもって充てる。
- b 事務局次長は、本部員の中からあらかじめ本部長が指名する。
- c 本部事務局員及び本部連絡員は、各本部員が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 本部会議及び活動部の連絡方法

- a 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部員又は本部連絡員が各活動部に連絡する。
- b 各活動部で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各活動部が承知しておく必要がある事項は、各本部員又は本部連絡員を通じて、事務局長が本部長に報告する。

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として町庁舎第3会議室に設置する。

また、町庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、①中央公民館、②上瀑ふれあいセンター、③B&G海洋センター、④農村コミュニティセンターの順に設置する。

本部を設置した場合は、「大多喜町災害対策本部」の標識を掲示する。

カ 現地災害対策本部

(ア) 現地対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長及び現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者を充てる。

(イ) 現地対策本部の業務

現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- a 本部長の指示による応急対策に関する業務
- b 被害状況、復旧情報の情報分析
- c 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- d その他緊急を要する応急対策に関する業務

(3) 職員の配備

ア 災害対策本部設置前の配備

風水害に対処する本部設置前の配備は、災害の状況等により、次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置前の配備体制

配備の種類	配備基準	配備内容
第1 配備	次の注意報の1以上が町に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報	活動部の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。
第2 配備	次の警報の1以上が町に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。 1 大雨警報 2 暴風警報 3 洪水警報	第1 配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

イ 災害対策本部設置後の配備体制

風水害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により、次のとおりとする。

■災害対策本部設置後の配備体制

配備の種類	配備基準	配備内容
第3配備	局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
第4配備	大規模な災害が発生した場合、町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	第3配備体制を強化し、対処する体制とする。
第5配備	町全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。

■職員の動員基準（風水害発生時）

部	班	災害対策本部設置前			災害対策本部設置後	
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備
総務部	総務班	2人	1/3以上	2/3以上	全員	全員
	情報収集班		2人	1/2以上	2/3以上	全員
	被害調査班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
福祉部	福祉班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
	環境水道班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
建設産業部	建設班	2人	1/3以上	2/3以上	全員	全員
	農林班	1人	2人	1/2以上	2/3以上	全員
	商工観光班	1人	2人	1/2以上	2/3以上	全員
教育部	学校教育班		2人	1/2以上	2/3以上	全員
	給食班		2人	1/2以上	2/3以上	全員
	保育園班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
	社会教育班		各施設1人	1/2以上	2/3以上	全員
特別養護老人ホーム部	特別養護老人ホーム班		2人	1/2以上	2/3以上	全員

注1 表中の配備人員は、災害の状況に応じて適宜動員配備調整する。

注2 配備体制は、宿日直職員以外の職員の動員数とする。

ウ 職員の動員

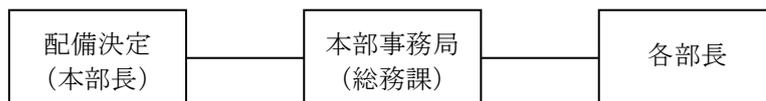
(ア) 動員体制の確立

部長及び班長は、各部・各班から選出する。

部長及び班長は、各部・各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

(イ) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



エ 動員の伝達方法

事務局（総務課）からの職員の動員指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

防災行政無線、庁内放送、電話又は口頭により行う。

(イ) 勤務時間外

防災行政無線又は電話により行う。

オ 職員の非常登庁

勤務時間外に災害が発生し、上記エの（イ）による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ情報、周囲の状況から被害が著しく、本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁する。

ただし、次のことを原則とする。

(ア) 家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。

(イ) 事情により指定部署に参集できない場合は、最寄りの町施設に参集し、本部の指示を受けること。

※ 登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

カ 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式により総務部長に報告するものとし、総務部長は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は、本部長が特に指示した場合を除き、1時間ごととする。

【報告事項】

- ・ 班名
- ・ 動員連絡済人員数
- ・ 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- ・ 登庁人員数
- ・ 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- ・ その他（職員の被災状況）

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(5) 市町村間での応援体制

町は、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

2. 指定地方行政機関等の活動体制 【各関係機関】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

イ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、学校、病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3. 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡 【総務班】

町は、災害の状況に応じ、町災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席するなどして、情報交換を行うとともに応急対策に必要な連絡調整を行う。

4. 災害救助法の適用手続等 【福祉班】

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までの規定による。

本町における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
町内の住家が滅失※1した世帯の数	町 40世帯以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500世帯以上 かつ町 20世帯以上	第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数	県 12,000世帯以上	第1条第1項第3号
災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき※2	第1条第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき※3	知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある	第1条第1項第4号

※1 住家の滅失等の認定：住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

※2 については、知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

※3 次の基準に該当すること。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災対法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に行う。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害

により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 町長は、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を行うことができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 学用品の給与

(ク) 埋葬

(ケ) 死体の捜索及び処理

(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれたの土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 災害が発生するおそれがある場合の救助

(ア) 避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した

程度のもの、又は土砂等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

(イ) 住家

現に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断され、又は独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 本部長は、町内における災害が、(2) アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一による。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）>

<資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に、避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

1. 通信体制 【総務班】

災害発生後、災害の状況や被害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するため、非常通信手段を確保する。

(1) 無線通信

ア 防災行政無線等

(ア) 県、消防庁との連絡

a 町は、千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システムにより、県本部と直接情報連絡を行う。

b 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

(イ) 各班及び防災関係機関との連絡

町関連施設、災害現場等に出動している各部及び防災関係機関との連絡は、大多喜町防災行政無線による。

また、必要に応じて消防無線や警察無線により、関係機関との連絡を行う。

(2) 有線通信

ア 災害時優先電話

(ア) 連絡体制

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

(イ) 連絡責任者

町及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

(ウ) 災害時優先電話の利用

災害時において、町が迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て、災害時優先電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(3) その他の無線通信

ア 防災関係機関の通信

災害情報の伝達に際して、緊急通信の必要があるときは、次の無線設備を使用する。

また、災害時における救急措置の実施上緊急かつ特別な必要があるときにも、次の無線設備を使用することができる。

(ア) 警察通信設備

(イ) 消防通信設備

(ウ) 自衛隊通信設備

イ アマチュア無線の活用

(ア) アマチュア無線ボランティア等への協力依頼

町は、県が平成13年1月に、(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部と締結した災害時応援協定書の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

アマチュア無線の協力者は、町の指示に従い、主に次の活動を行う。

a 災害情報の収集

b 災害情報の報告

c 災害情報の伝達

(4) その他通信における留意事項

ア ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、町の出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

イ 通信の統制

災害時には、各種通信の混乱が予想される。このため、全ての携帯・可搬用無線機は、災害対策本部に一旦集結させる。

災害対策本部に集結した携帯・可搬用無線機の使用・搬出は、総務部長が指示する。

ウ 本部員による伝達

有線及び無線通信の利用が不可能な場合又は困難な場合は、徒歩、自転車、バイク等により、本部員によって伝達を行う。

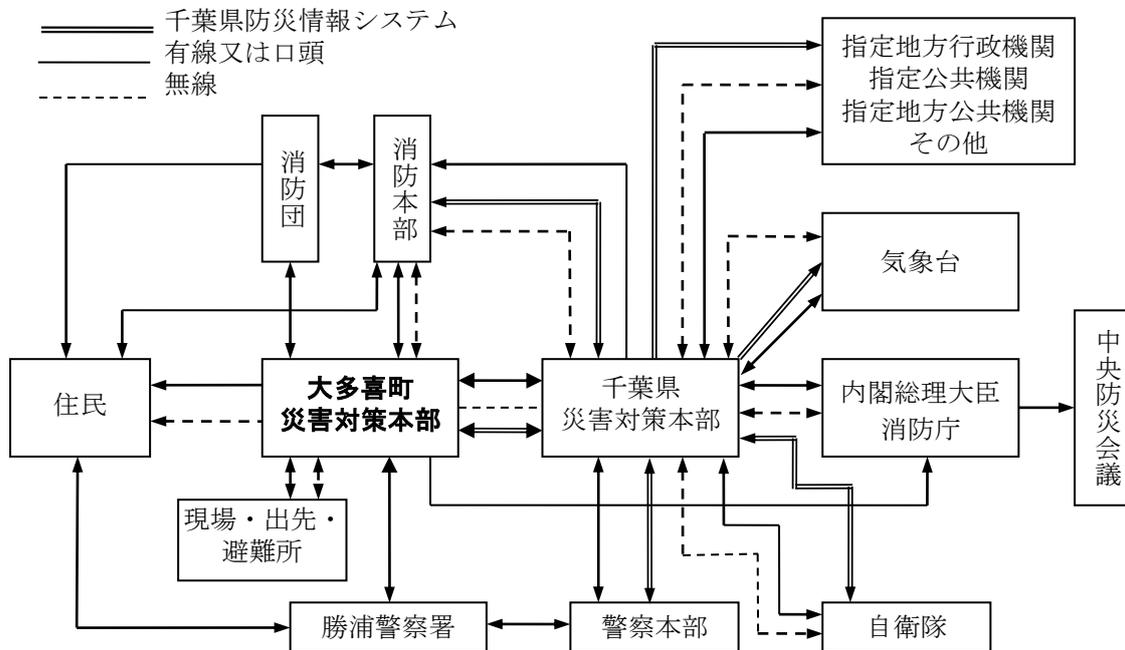
エ 放送機能の利用

総務班は、災害に関する通知、要請、伝達等の放送を、知事を通じて日本放送協会千葉放送局に要請することができる。

(5) 通信連絡系統

災害時の情報連絡の流れは、次の通信連絡系統図のとおりである。

■通信連絡系統図



2. 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 【総務班】

(1) 気象注意報・警報等の収集・伝達

ア 総務班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する注意報・警報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから入手する。

イ 町長は、受領した注意報・警報等を本地域防災計画の定めるところにより、住民に周知を図る。

ウ 異常現象発見の際の手続

(ア) 災対法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

- a 銚子地方気象台
- b その災害に関係のある近隣市町村
- c 夷隅地域振興事務所、夷隅土木事務所及び勝山警察署

(2) 警戒レベル、特別警報・警報・注意報

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（夷隅・安房）を用いる場合がある。

■特別警報・警報・注意報の種類と概要（波浪・高潮を除く）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表さ

れる。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて町や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

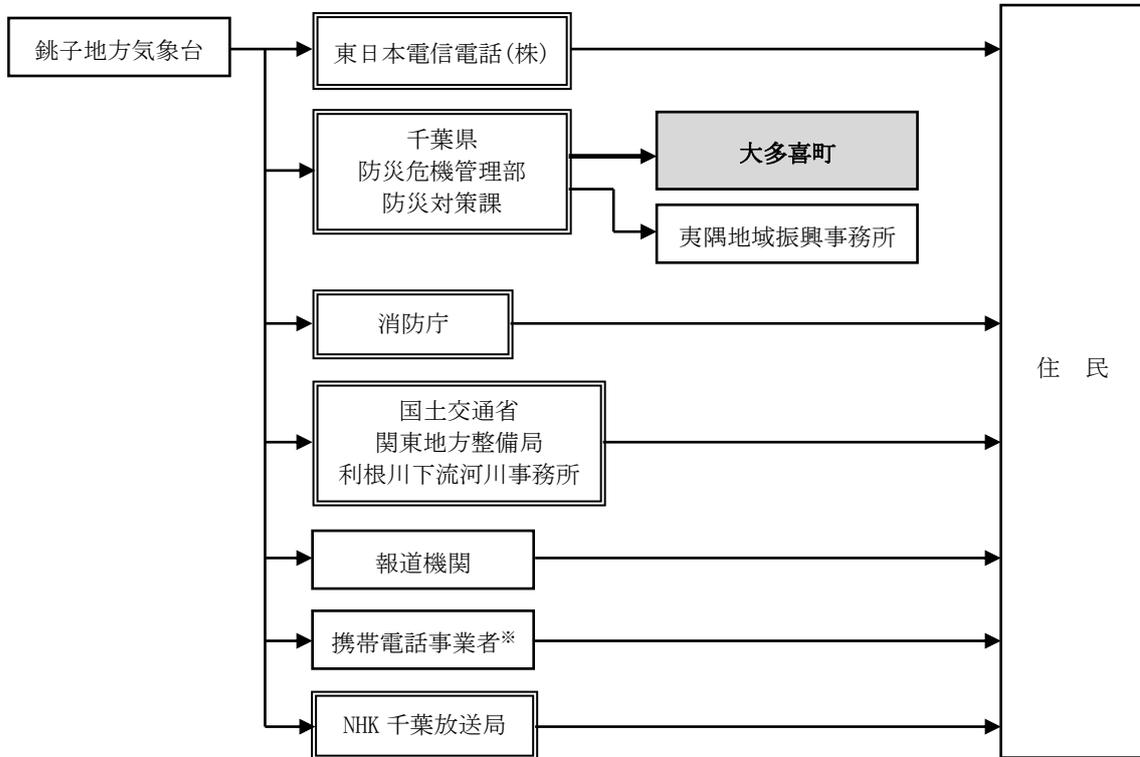
町長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認められたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- | |
|--|
| <p>① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき</p> <p>② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</p> <p>（注）基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）</p> |
|--|

ケ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 注意報・警報・特別警報実施基準

■ 銚子地方気象台が大多喜町へ発表する注意報、警報、特別警報の発表基準

令和3年6月8日現在

大多喜町	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	夷隅・安房		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137
	洪水	流域雨量指数基準	夷隅川流域=26, 西畑川流域=14.8, 養老川流域=15.8	
		複合基準 ^{※1}	夷隅川流域= (9, 23.4), 西畑川流域= (9, 13.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	夷隅川流域=20.8, 西畑川流域=11.8, 養老川流域=12.6	
		複合基準 ^{※1}	夷隅川流域= (9, 16.6), 西畑川流域= (9, 9.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合		
霜	4月1日～5月31日最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

3. 被害情報等の収集・報告 【情報収集班、消防本部、消防団】

災害が発生した場合は、必要に応じ、警察署、消防本部その他防災関係機関と緊密な連携をとり、被害情報を収集する。

(1) 被害情報の種類

災害発生後、直ちに収集する情報は、次のとおりである。

また、報告は、既定の報告様式で行う。

■収集すべき被害情報

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
町（情報収集班）	①各部からの情報を整理する ②県及び防災関係機関からの情報収集 ③町有財産の被害 ④商店、工場、危険物取扱施設その他土地等の物的被害 ⑤被災地の傷病者の状況 ⑥避難場所及び避難所施設の被害 ⑦ライフライン施設の被害 ⑧農作物、家畜等の被害 ⑨学校教育施設等の被害 ⑩児童・生徒に関する被害 ⑪園児に関する被害
各施設の管理者	①所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ②所管施設の物的被害及び機能被害
消防本部 消防団	①全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ②住宅の被害（物的被害） ③火災発生状況及び火災による物的被害 ④危険物取扱施設の物的被害 ⑤要救護情報及び医療活動情報 ⑥避難経路の被害状況 ⑦避難の必要の有無及びその状況 ⑧その他消防活動上必要ある項目
警察署	①被害状況、治安状況、救援活動状況及び警備活動状況 ②交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ③犯罪の予防活動の状況 ④避難者の状況 ⑤ライフラインの状況 ⑥その他活動上必要がある事項
その他防災関係機関	①町域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対してとった措置 ②その他生活上必要がある事項

＜資料編 被害調査集計表＞

＜資料編 被害状況箇所別調査票＞

＜資料編 被害状況報告書＞

(2) 被害情報等の伝達方法

災害時における情報等の伝達の通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるため、次の方法のうち実状に即した方法で行う。

■被害情報の伝達方法

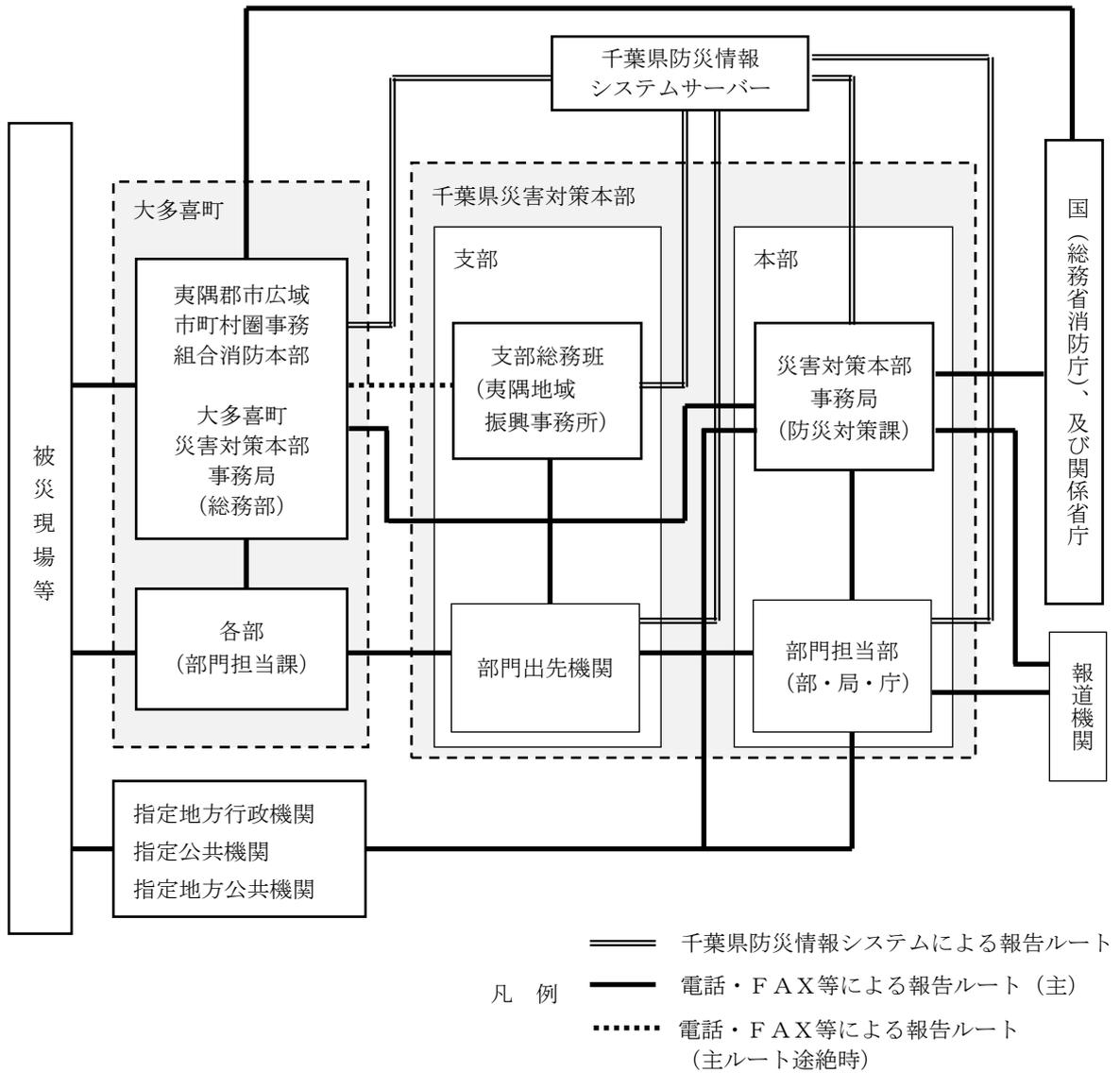
発信者 →相手	電 話	防災行政無線	広報車	公共の 放 送	口 頭	文 書	インター ネット
災害対策要員 →町	○	○					
町 →町出先機関	○	○					
町 →消防機関	○	○					
住民 →町	○				○		
町 →住民	○	○	○	○	○		○
町 →防災関係機関	○	○					
本部内 →本部内					○	○	

4. 県への被害情報の報告 【総務班】

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報等の収集報告系統



(2) 報告すべき事項

災害時において、県に報告すべき事項は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要事項

(3) 県へ報告すべき被害の状況

県本部事務局（防災対策課）及び夷隅地域振興事務所への報告の種別、時期及び方法は、以下のとおりである。

■ 県への報告一覧

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (被害概況速報)	覚知後、直ちに報告。 以後詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害及び住家被害を重点に報告 ・ 現況を把握次第直ちに報告 ・ 迅速性を第1に報告のこと ・ 部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記すること ・ 応急対策の実施のつど必要と認める事項を報告すること
経過 (被害概況報告及び応急措置状況報告)	本部長より指示があった事項及びその他必要とする情報を随時報告 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害概況速報として報告した情報を含め、確認された事項を報告 ・ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告 ・ 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告
確定 (災害総括報告等)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認すること

(4) 情報収集・報告

町の区域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により、県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領令和3年5月20日改正」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

(5) 情報収集報告にあたって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて、直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ り災世帯、り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか、住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(6) 報告責任者の選任

町は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区 分	所 掌 事 務	町担当者
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	消防防災係長

(7) 千葉県危機管理情報共有要綱

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」により行う。

(8) 国及び県への連絡方法

■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
千葉県（防災対策課） ①県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

総務省消防庁（宿直室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
千葉県（県防災行政無線統制室） ①県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

5. 災害時の広報 【総務班】

町は、流言飛語等による社会混乱を防止し、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、防災関係機関と相互に協力し正確な情報の迅速な提供に努める。

(1) 実施機関

広報活動は、本部長の決定に基づき、総務班が行う。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木施設等の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット（町ホームページ）、メールを活用した広報

イ 報道機関への発表

町は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。

なお、報道への窓口は、総務班が一括して行う。

(ア) 発表内容

a 災害の種別及び発生日時

b 被害発生場所及び発生日時

c 被害状況

d 応急対策の状況

- e 住民に対する避難指示等の状況
- f 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項
- g その他本部長が必要と認める情報

(イ) 発表者

発表は、原則として本部長が実施する。ただし、必要に応じて、各部において発表する場合は、あらかじめ総務部長に発表内容、発表場所等について了承を得るものとし、発表後、速やかにその内容について総務部長に報告する。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関の発表

指定公共機関又は指定地方公共機関が情報を報道機関に発表する場合は、原則として総務部長と協議の上実施する。

ただし、緊急を要する場合には、発表後、速やかにその内容について総務部長に報告する。

(エ) 発表情報の送付

総務部長は、報道機関に発表した内容を災害対策本部各部のうち、必要と認められる部及び関係機関に送付する。

ウ 放送機関への放送要請

町長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

なお、要請に当たっては、原則として県を経由して行う。

■ 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

<資料編 協定・覚書等一覧表>

(4) デマ等への対策

町は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をとる。

第3節 水防計画

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水その他による大規模な水災の発生又は発生するおそれがある場合において、洪水、内水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、町内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

町では、この風水害等編に水防計画を記載し、地域防災計画と相まって水防活動の万全を図るものとする。

1. 総則 【総務班、建設班、消防本部、消防団】

(1) 目的

この計画は、水防法第4条の規定により、千葉県知事から指定された指定水防管理団体である大多喜町が町の区域内における河川の洪水その他による大規模な水災を警戒し、防ぎよし、又はこれによる被害を軽減し、もって住民の安全を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 水防の責任

ア 大多喜町

町域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（水防法第3条）。

イ 千葉県

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導及び確認すべき責任を有する（水防法第3条の6）。

ウ 住民

常に気象状況、水防状況に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先すると共に地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

(3) 水防協議会

大多喜町水防協議会は、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者で構成され、水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議を行う。

協議会の庶務は、総務課が行う。

(4) 安全配慮

水防団（消防団）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全を確保する。

【水防団（消防団）員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケット（救命胴衣）を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。

2. 水防組織 【総務班、建設班、消防本部、消防団】

(1) 水防本部の設置

本町において、水防活動の必要が生じたとき、その水防業務を統轄するため、水防本部を設置する。水防本部長に町長、副本部長に副町長、教育長をあてる。

なお、大多喜町災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(2) 水防配備体制

本部長は、次の5つの水防配備体制により配備を行う。

■水防配備体制

配備体制	配備基準	職員の動員
水防準備体制	①次の注意報の1以上が大多喜町に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ②土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき	災害対策本部設置前第1配備体制（風水害発生時）に準ずる。
水防注意体制	①次の警報の1以上が大多喜町に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ②深夜から明け方に大雨、洪水警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき	災害対策本部設置前第2配備体制（風水害発生時）に準ずる。
水防警戒体制	①大多喜町において、局地的な被害が発生した場合、又は大規模な被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき ②夷隅川大多喜観測所の水位が、氾濫危険水位に達したとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき	災害対策本部設置第3配備体制（風水害発生時）に準ずる。
水防非常第1体制	①大多喜町に大雨特別警報が発表されたとき ②大多喜町において、大規模な被害が発生した場合、町全域にわたり大規模な被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき ③水防に関して大多喜町災害対策本部が設置され、第4配備体制にあるとき	災害対策本部設置第4配備体制（風水害発生時）に準ずる。
水防非常第2体制	①大多喜町全域にわたり大規模な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ②水防に関して大多喜町災害対策本部が設置され、第5配備体制にあるとき	災害対策本部設置第5配備体制（風水害発生時）に準ずる。

(留意事項)

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がける。
- 2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出は避け、待機する。

- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れないこと。
- 4 その他交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにする。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行う。

(3) 活動内容

ア 町長（水防管理者）

活 動 内 容
<p>町長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがある場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">○河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。○気象状況及び水位に応じて河川等の監視・警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。○水防作業に必要な技術上の指導を行う。○水防作業に必要な資機材の調達を行う。○次の場合、直ちに消防団に対して準備及び出動を要請する。この場合は、直ちに夷隅土木事務所（現地指導班）を経由し、県土整備部河川環境課（県水防本部）に報告する。 <p>【準備】</p> <ul style="list-style-type: none">・水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。・河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。 <p>【出動】</p> <ul style="list-style-type: none">・水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。・水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。・その他水防上必要と認められたとき。 <ul style="list-style-type: none">○水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。○堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。○洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合は、遅滞なく勝浦警察署長に、その旨を通知する。○水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため勝浦警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。○水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた町長（水防管理者）の所轄の下に行動する。○水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

イ 夷隅土木事務所

区 分	内 容
水防の責任	・夷隅土木事務所管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図る。
水防資機材	・水防資機材を要請する場合、夷隅土木事務所に電話（後日書）で要請し、資材を水防倉庫から払い出す。

ウ 消防団

区 分	内 容								
消防団の水防区域	・消防団が行う水防区域は、町全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。								
通 報	<ul style="list-style-type: none"> ・団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生したときは、直ちに分団長を通じ団本部に通報する。 ・団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに町長（水防管理者）に通報する。 								
出動の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、町長（水防管理者）と協議し、必要な団員に出動を指示する。 ・分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれと認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 								
指示等の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[千葉県] --> B[大多喜町] B --> C[消防団本部] C --> D[分団] D --> E[団員] </pre> </div>								
広報活動の協力	・消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。								
消防団出動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">待機</td> <td>団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに行動できる態勢</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備態勢</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>消防団が被害現場に出動する態勢</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知</td> </tr> </tbody> </table>	待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに行動できる態勢	準備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備態勢	出動	消防団が被害現場に出動する態勢	解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知
待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに行動できる態勢								
準備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備態勢								
出動	消防団が被害現場に出動する態勢								
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知								

区 分	内 容
出動の要領	・ 出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生したときは、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させる。この場合、分団長は、出動ごとに出勤した場所及び出勤団員数を団本部に報告しなければならない。
監視及び警戒	・ 分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、所属する団員による監視及び警戒を行い、事態に対応した措置を講ずる。
水防作業報告	・ 分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

エ 勝浦警察署の協力

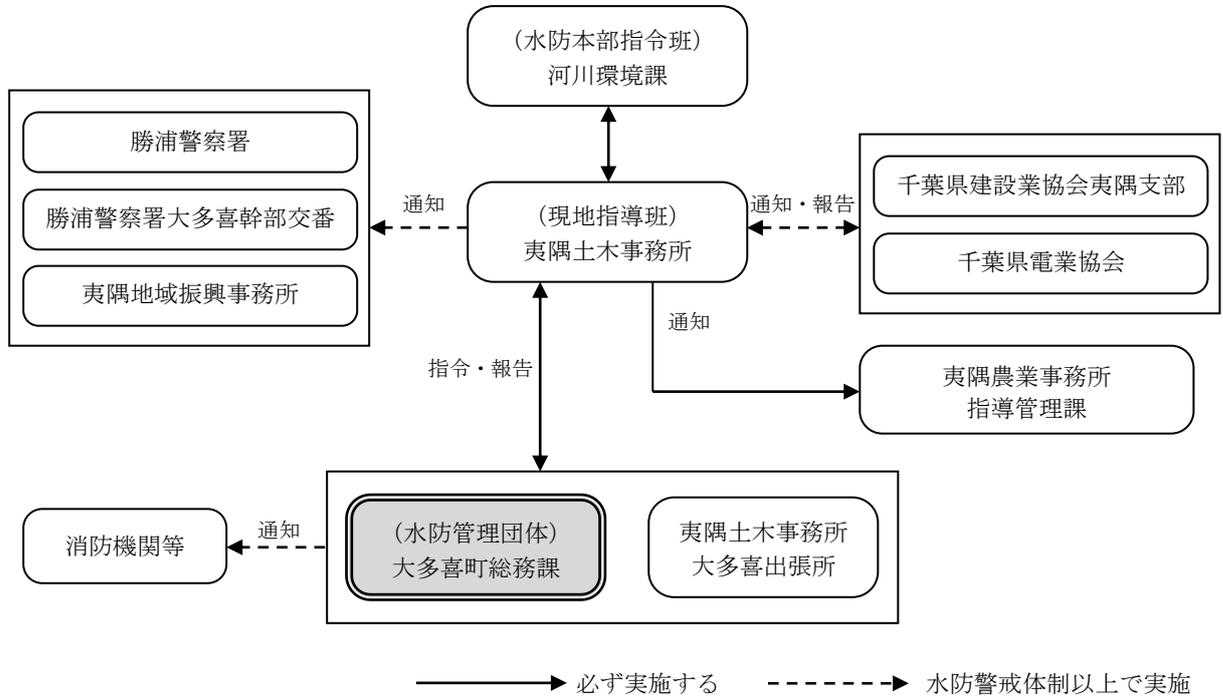
活動内容
<p>○町長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。</p> <p>○水防現場においては、町長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断される場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。</p> <p>○災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官、消防機関等による、緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定により、車両の移動等の措置命令、強制措置等について、町長（水防管理者）は、勝浦警察署と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図る。</p> <p>○被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。</p>

(4) 決壊時の処置

- ア 警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生したときは、町長（水防管理者）又は消防団長は、直ちに夷隅土木事務所（現地指導班）を経由し、県土整備部河川環境課（県水防本部）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。
- イ 決壊後、町長（水防管理者）は、できる限り被害が拡大しないように努めなければならない。
- ウ 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、町長（水防管理者）又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

(5) 伝達系統

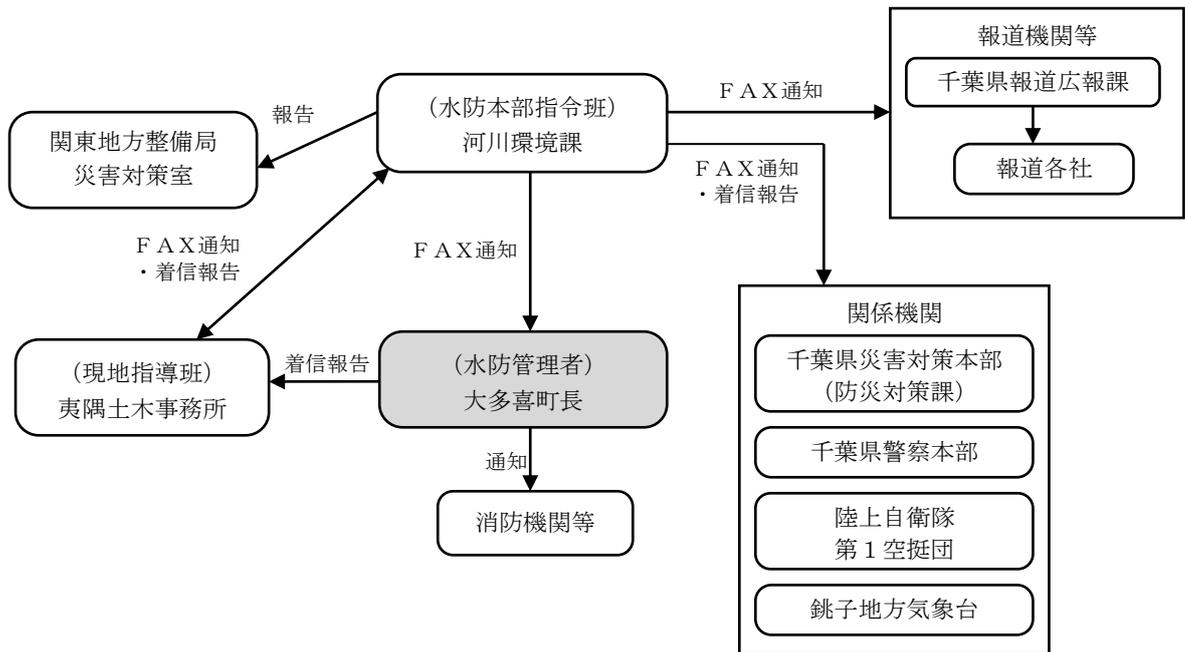
ア 水防本部情報伝達系統



イ 水防警報伝達系統

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
夷隅川	大多喜	氾濫危険 11.40m 氾濫注意 6.60m 水防団待機 4.80m	夷隅土木事務所 河川環境課 防災危機管理部 防災対策課 大多喜町 銚子地方気象台 気象庁本庁 勝浦警察署 夷隅地域振興事務所

ウ 氾濫危険情報の伝達系統



(6) 費用負担及び公用負担

ア 費用負担

町の管轄区域の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により町が負担する。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた町の負担とする、

この費用負担の額及び負担方法は、応援を求めた町と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。(水防法第41条、第23条第3項及び第4項)

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事に斡旋申請することができる。(水防法第42条)

イ 公用負担

(ア) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、町長(水防管理者)又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

- a 必要な土地の一時使用
- b 土石、竹、木材その他の資材の使用及び収用
- c 損失補償
- d 車その他の運搬具又は器具の使用
- e 工作物その他の障害物の処分

(イ) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、町は時価によりその損失を補償する。(水防法第28条)

3. 水防警報 【総務班、建設班】

(1) 予警報の種類

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく水防活動に関する予報警報の種類は、次のとおりである。(本町に係るもののみ掲載)

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

※水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段 【総務班、建設班】

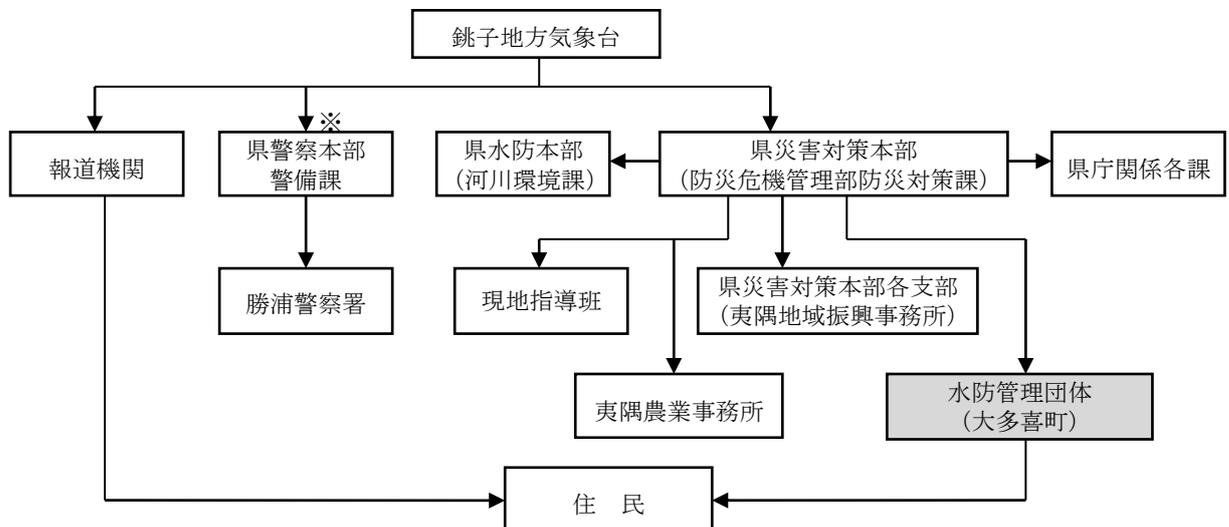
銚子地方気象台からの警報等気象情報の伝達経路及び伝達手段は、次図のとおりである。

なお、気象情報の伝達については、本章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとし、総務班と建設班が連携して行う。

町は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときは、県水防本部(県土整備部河川環境課)及び夷隅土木事務所(現地指導班)と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努める。

なお、水防法第15条による洪水予報等の伝達を行う浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、本町には存在しない。

気象情報伝達系統図



※(一財)気象業務支援センターを經由

(3) 千葉県知事が行う水防警報等

ア 千葉県知事が行う水防警報（水防法第16条）

水防法第16条に基づき、千葉県知事により水防警報される指定河川、観測所等は次のとおりである。

名称	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	発表者	受報者 (水防管理者 のみ)
夷隅川	大多喜	大多喜町久保 198-6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60	夷隅土木 事務所長	いすみ市長 大多喜町長
	桑田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50	夷隅土木 事務所長	いすみ市長

イ 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条）

水防法第13条に基づき、千葉県知事により水位情報の通知及び周知される指定河川の水位観測所、氾濫危険水位等は次のとおりである。

名称	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位 (m)	水防管理者
夷隅川	大多喜	大多喜町久保 198-6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60	11.40	いすみ市長 勝浦市長 大多喜町長 御宿町長
	桑田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50	4.00	いすみ市長

(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準【総務班、建設班】

知事は、指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に
関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次の表のとおりである。

種 類	内 容	発表基準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	夷隅川氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	夷隅川氾濫危険情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する		

4. 重要水防箇所【建設班、消防本部、消防団】

重要水防区域とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が予想される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。

水防管理者は、重要水防区域を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態を把握しておくこととする。

重要水防区域は、本計画資料編のとおりである。

<資料編 町の重要水防区域一覧表>

第4節 避難計画

風水害による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示する。

1. 計画方針 【総務班】

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府、令和3年5月改定)、「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2. 実施機関 【総務班】

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として、第一次的な実施責任者である町長が実施する。また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行う。(災対法第60条)

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
町長	火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの指示等を行う。	災対法第60条第1項
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。	災対法第60条
警察官	災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	災対法第61条

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
警察官	<p>住民等の生命、身体に危険が切迫しているとき、直ちに当該地域住民等に避難のための立退きを指示することができる。なお、立退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに町長へ通知する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。</p>	警察官職務執行法第4条
自衛官	<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にいるときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。</p>	自衛隊法第94条
県知事の命を受けた県職員、水防管理者	<p>洪水の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫しているとき、危険な区域の住民に対し避難のための立退きを指示する。</p>	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3. 避難の指示等 【総務班】

(1) 避難の指示等

ア 町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、直ちに立退きの指示等を行い、速やかに知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

本部長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができる。

町長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町長は、避難指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

- イ 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

- ウ 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努める。

(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容

町長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 高齢者等避難、避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

総務部は、避難の措置を実施したときは、報道機関の協力を得るほか、次の方法等により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

- (ア) 町防災行政無線
- (イ) 町ホームページ
- (ウ) 広報車
- (エ) 報道機関

イ 県に対する報告

総務部は、避難指示等の発令又は解除を行ったときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び夷隅地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長が避難の措置を行った場合、又は警察官等から避難指示等を発令した旨の通報を受けた時は、総務部は関係機関に通報する。

4. 警戒区域の設定【総務班、勝浦警察署、消防本部、自衛隊、県】

本部長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあると認められ、住民の避難が必要な場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

警戒区域設定を行った者は、避難指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。警戒区域を設定する権限のあるものは、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
知事	○災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災対法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員、若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する町長の職権を行うことができる。 ○町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第 63 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長の職権を行うことができる。	災対法第63条

5. 避難誘導等 【被害調査班、学校教育班、保育園班、社会教育班、商工観光班、消防本部、消防団】

(1) 避難の誘導

ア 危険地域における避難誘導

本部長が避難指示等を発令した場合の避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、町職員（被害調査班）等が行うが、誘導にあつては極力安全と統制を図る。

なお、自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

イ 学校等における避難誘導

学校、保育所、社会福祉施設等については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。

(2) 住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

ア 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難すること。

ウ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携帯すること。

エ 本人の住所、氏名、年齢及び血液型等が分かるものを所持すること。

オ 事業所等においては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を行うこと。

(3) 避難誘導の方法

本部長は、収集された被害状況の情報をもとに、本部長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

ア 避難経路

避難経路の選定にあつては、災害の規模、道路や橋りょうの状況、落下物、危険物の状況、火災の延焼拡大の経路等を考慮して、パニックの起こらない、最も安全と思われる経路を選定する。

イ 自主防災組織等による誘導

消防団、自主防災組織、区長等は、地域住民の避難を促し、避難の誘導を図る。

ウ 避難行動要支援者の優先・安全確保

避難にあつては、住民に対し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼び

かけ、近隣相互の助け合いによる全員の安全避難を図るよう努める。

エ 避難の単位

避難誘導は、できるだけ自主防災組織、区長会等の単位の集団避難を行う。

(4) 避難行動に関する周知

町は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(5) 避難行動要支援者の避難誘導

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、行政区へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(6) 町内への通勤・通学者に対する避難対策

ア 町内への通勤者・通学者

事業所内において災害等にあった場合は、その事業所の避難マニュアル等にしがって対応する。

また、学校教育施設において災害にあった場合は、その教育施設の避難マニュアル等で対応する。

イ 観光客その他

商工観光班は、消防団等と連携をとり通勤・通学等の理由以外の来訪者（観光客等）に対する避難誘導を行う。

また、自動車等を使って移動中の者についても、消防団、警察等と連携をとり避難誘導を行う。

(7) 広域避難

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の移動が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

6. 避難所の開設・運営 【福祉班、建設班、学校教育班、保育園班、社会教育班】

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受け入れ保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策、性暴力・DVの発生防止等についても適切に対応するよう努める。

(1) 避難所の開設

- ア 町は、避難所の開設に当たり、施設が安全に使用することが可能かどうかを福祉班の職員、避難所直行職員や施設管理者が担当となり、安全確認チェックシートを用いて施設の安全確認を目視により実施する。
- イ 避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・土砂災害）には、特に注意が必要である。
- ウ 町は、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- エ 学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

■避難所開設にあたっての基本的事項

項目	内容
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ・ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者 ・避難指示等の発令により緊急避難の必要のある者 ・交通機関等が被害を受け一時的に帰宅困難となった者 等
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所としてあらかじめ指定している施設 ・教育施設については、原則として体育館を使用し、必要に応じて教室を使用
収容地区	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の地区割り当ては、原則として避難所の対象地に従って割り当てる。 ・災害の状況、被災者の収容状況等により避難所の統合等を実施する。
県及び防災関係機関への報告	<p>避難所を開設した際は、次の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設した場所 ・開設した日時 ・入所した人員 ・その他必要と思われる事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が不足する等、本町限りで収容不可能な場合は、近隣の市町村その他の関係機関に対して、協力を要請する。 ・各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

(2) 避難所の運営

町は、「指定避難所開設・運営マニュアル」を策定しており、災害時には、本マニュアルに基づき、地域住民及びボランティアと協力して円滑な避難所運営を行う。

また、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」（令和2年4月、千葉県教育庁）によって行う。

ア 職員の配置

避難所の開設に伴い、福祉班を中心とした職員を配置し、責任者を指定する。

福祉部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定する。

避難所に配置された職員は、災害対策本部の指示に基づき、施設の管理者及び自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理及び運営を行う。

イ 避難所職員の任務

(ア) 避難所の開設

(イ) 避難者の受け付け及び人員把握

(ウ) 避難者の組織編成

避難者を行政区（自主防災組織）ごとに適当な人員によって班を編成し、班長をきめる。班長には各行政区の役員又は自主防災組織の役員をあてる。

(エ) 情報伝達

避難者に対して直接又は班長を通じて伝達する。

ウ 避難所運営委員会の設置

避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、地域住民、ボランティア団体等からなる避難所運営委員会を設置し、町や施設関係者は後方支援的に協力する。

エ 女性への配慮

避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。

オ 食料、生活必需品等の請求、受領及び配布

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品その他の物資の必要数について取りまとめ、災害対策本部会議へ要請する。到着した食料や物資は、物資品受払簿に記入の上、各居住区域に配給を行う。

カ 被災者の健康状態の把握

町は、発災直後で避難所に救護所が未設置の場合等は、避難所内に医務室を設置する。

また、福祉班は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

キ 避難所外避難者への配慮

町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

ク 家庭動物への配慮

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同で生活するため、居室への家庭動物の持込は禁止する。（伴侶動物（盲導犬等）は除く。）避難所に同行した家庭動物については、避難所敷地内に設けられた飼育スペースにて飼育するものとし、家庭動物の飼育は飼い主が全責任をもって行う。

ケ 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

コ 感染症対策

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、次のような感染症対策等必要な措置を講ずる。

さらに、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部署に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

■避難所内での感染症対策

- 1 時間に 1 回換気を行う。気温が低い状態や、悪天候でなければ基本的には窓は開けたままでよい。
- 避難者の健康状態を毎日確認する。（「避難者健康チェックシート」で確認）
- 避難者には、トイレに行った後や食事の前に、抗菌剤入り液体）せっけんと流水による手洗いをさせる。
- 食中毒防止のため、避難者が持ち込んだ食べ物を他の避難者に食べさせない。
また、避難所で避難者に配付された食事の食べ残しは廃棄させる。
- 就寝の際には 2m 離し、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にする。
- 避難所掲示用「報告すべき症状」ポスターを避難所内に掲示する。
- 居住スペースは、土足厳禁とする。

■感染症の兆候のある避難者が発生した場合の対応

- 感染者を別室へ移動させる。
- 別室は扉を閉め、感染者以外の立ち入りをさせない。
- 災害対策本部へ報告する。
- 感染者用のトイレを指定する。

サ 避難所設置・維持の適否の検討

町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

シ 性暴力等事案への対応

町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次の事項に留意し、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

- (ア) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- (イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- (ウ) 設置場所までが暗い場合は、照明を増設する。
- (エ) 性暴力・DVについての注意喚起のため、ポスターを掲載する。

ス 家庭動物の飼育スペースの確保

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 避難者の他地区への移送

ア 避難者を他地区へ移送する場合

本部長は、避難者を避難所に収容できない場合は、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町村へ移送する。

移送にあたっては、町の車両又は民間の車両（バス等）を借り上げて行すが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

イ 他地区の避難管理者

他地区に避難所を開設する場合は、福祉班の職員又は本部長が指名した職員を派遣する。

ウ 他地区からの受入れ

本部長は、県知事から他地区避難者を受け入れるために避難所の開設を指示された場合は、直ちに避難所の選定を行い、受入態勢を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

7. 安否情報の提供 【総務班】

町は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を必要とする避難行動要支援者については、町が策定した「大多喜町避難支援プラン〈全体計画〉」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等 【福祉班】

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童・生徒
- カ 女性
- キ 男性

(3) 緊急入所等

福祉班は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2. 避難所の開設、要配慮者への対応 【福祉班】

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

町及び県は、の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めるほか、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、次の3点があげられる。

ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

ア 外国人の避難誘導

外国語に堪能な職員や(学)三育学院、大多喜町国際交流協会等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導及び外国人被災者を対象とした窓口を開設する。

イ 安否確認・救護活動

福祉班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

ウ 情報提供

外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

3. 福祉避難所の設置 【福祉班】

要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、福祉班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4. 避難所から福祉避難所への移送 【福祉班】

福祉班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5. 被災した要配慮者等の生活の確保 【福祉班】

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、福祉班は、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者の生活の確保として、福祉班及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6. 社会福祉施設入所者等への支援 【福祉班、特別養護老人ホーム班】

災害時における入所者の安全は、各施設において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- ア 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、福祉班を中心に職員を派遣する。

(2) 搬送及び受入先の確保

- ア 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ア 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し、供給する。
また、不足が生じたときは、町に対して応援を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

- ア 施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、総務班により介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

福祉班を中心に近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力による巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

(6) ライフライン優先復旧

電気、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

第6節 救助・救急・医療救護活動

消防機関及び危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1. 救助・救急 【消防本部、消防団】

(1) 活動体制

消防本部、消防団及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、(一社)夷隅医師会、日赤県支部、日赤大多喜町分区、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関において、それぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2. 危険物等の対策 【消防本部、学校教育班】

災害による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を講ずる。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、勝浦警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

■機関別対応措置

機関名	対応措置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>

機 関 名	対 応 措 置
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し、応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

3. 医療救護 【福祉班、消防本部】

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、平時より準備に努める。
また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町の体制

- (ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (エ) 前記(ア)(イ)(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 情報の収集及び提供

町は、次の状況について情報の収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況

- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資機材の需給状況
- オ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(3) 医療救護の対象者及び医療救護活動の実施者

ア 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

イ 医療救護活動の実施者

(ア) 医療救護は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町が行うことができる。

(イ) 町の医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) アにより町長が行う場合は、福祉班及び夷隅医師会の長と締結した協定に基づき、(一社)夷隅医師会が組織する救護班により実施する。

(4) 傷病者等の搬送

町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。傷病者等の搬送は、原則として担架及び救急車両とする。

なお、必要に応じてヘリコプターを利用する。

(5) 救護班等出動の要請

ア 本部長は、必要に応じて、(一社)夷隅医師会長、(一社)夷隅郡市歯科医師会長、大多喜町赤十字奉仕団委員長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じ、関係機関での協議の上、統一を図る。

<資料編 協定・覚書等一覧表>

(6) 救護班等の業務内容

ア 傷病者に対する応急措置

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 軽傷患者等に対する医療

エ 避難所等での医療

オ 助産救護

(7) 救護所の設置

救護所は町又は県が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。
なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

(8) 町内医療機関の状況

町内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

＜資料編 町内医療機関一覧表＞

(9) 県内他市町村への応援要請及び支援の受入れ

ア 応援要請

町長は、町内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内他市町村への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。

イ 支援の受入れ

(ア) 町は、協定等に基づく他市町村からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入れを行う。

(イ) 福祉部長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

(10) 後方支援活動

町内の医療施設で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

福祉班は、病院が被災した場合、被災病院の要請に基づき、入院患者や被災による重傷者を転院できるように手配をする。

＜資料編 県が確保する災害拠点病院一覧表＞

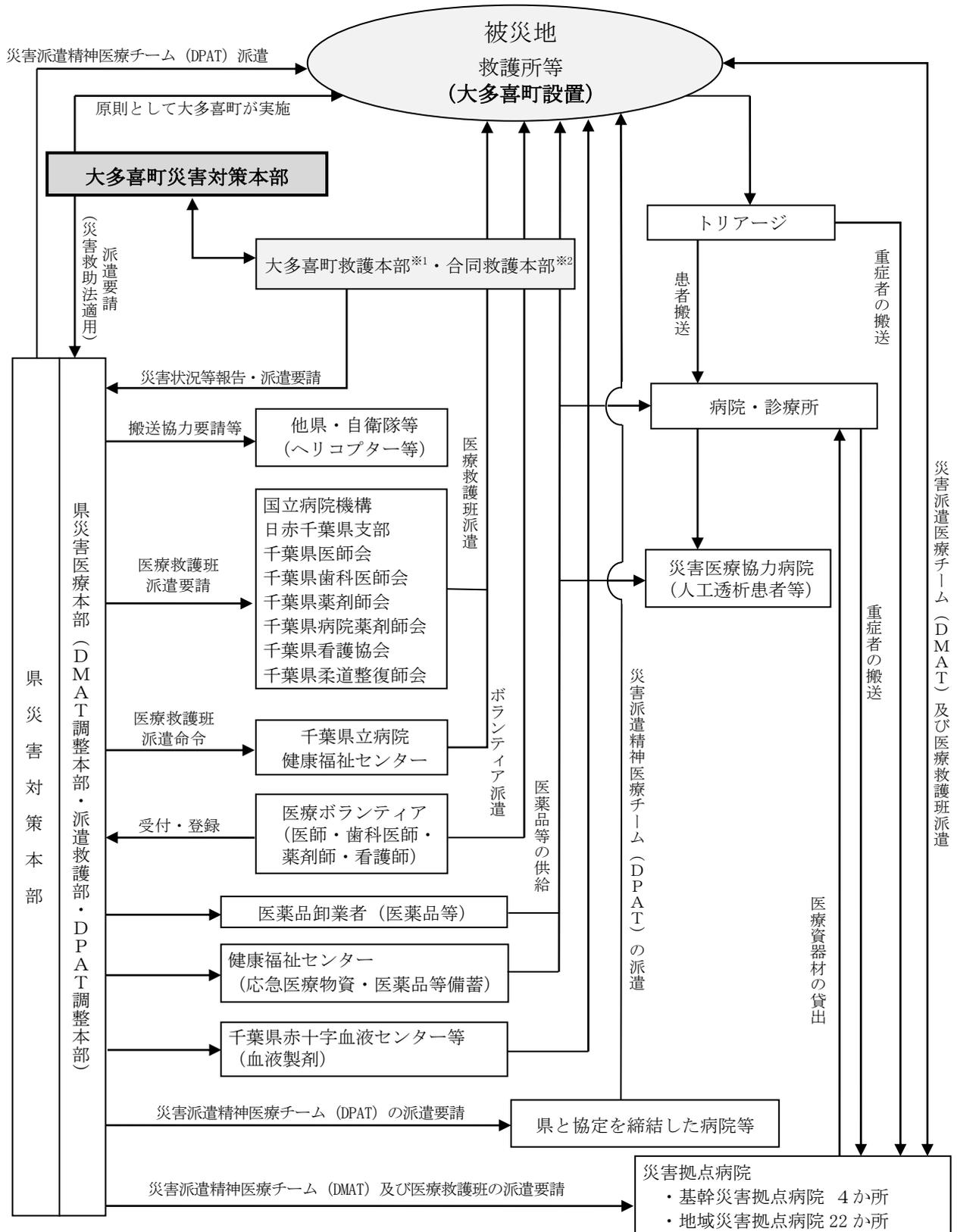
(11) 医薬品、資機材等の確保

本部長の要請により出動した医師会救護班が使用する医薬品、医療資機材等については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、町内の薬局等から調達する。

町内の薬局等においても調達が困難な場合は、合同救護本部を通じて、県災害医療本部に供給を要請する。

＜資料編 町内薬局薬店一覧表＞

医療救護活動の体系図



※1 大多喜町で設置する救護本部

※2 夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター) 所管区域単位で設置する合同救護本部

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 災害警備計画 【勝浦警察署】

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び勝浦警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合、又は被害程度が小規模の場合

ウ 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2. 交通対策計画 【建設班、勝浦警察署】

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ 調査及び報告

建設班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

(ア) 支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を本部長に報告する。

(イ) 本部長は、上記(ア)による報告を受けたときは、その状況を直ちに町の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど、必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど、必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通

法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災対法第76条の3）

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災対法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ（イ）の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(3) 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講ずる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災対法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

(イ) 前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に貼付する。
また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続きは、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア（ア）の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア（イ）の標章及び確認証明書を交付する。

(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

(5) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

<資料編 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等>

3. 緊急輸送道路 【建設班、農林班】

(1) 緊急輸送道路等

町域において、交通規制の対象となる県の緊急輸送道路は以下のとおりである。

建設班は、町内の緊急輸送路として「災害時連絡道路」の確保を行う。

【千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）】

- ・一般国道 297号
- ・一般国道 465号

【災害時連絡道路】

- ・主要地方道 大多喜君津線

- ・主要地方道 茂原大多喜線
- ・主要地方道 市原天津小湊線
- ・一般県道 大多喜一宮線
- ・一般県道 大多喜里見線
- ・一般県道 勝浦上野大多喜線
- ・一般県道 小田代勝浦線
- ・一般県道 大多喜停車場線
- ・農道 川畑平沢線
- ・農道 平沢田代線
- ・その他避難所に通ずる道路

(2) 被害状況の把握

建設班及び農林班は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握し、緊急輸送道路にあつては、災害対策本部会議にその状況を報告するとともに、夷隅土木事務所及び夷隅郡市広域消防本部、勝浦警察署大多喜幹部交番に速やかに調査結果を報告する。

(3) 緊急輸送道路の障害物除去の実施

緊急輸送道路の障害物除去は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、建設業組合等の協力を得て、建設班が実施する。

また、除去作業を行う時には、警察、消防機関及び占有工作物管理者の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援を要請する。

<資料編 建設関係業者等一覧表>

4. 緊急輸送の実施 【総務班】

(1) 車両等の調達

ア 総務班は、災害対策にあたり、町有車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

イ 町有車両に不足が生じる場合は、民間業者、私有自動車の借り上げ等から車両を調達する。また、必要に応じて、県に対し車両のあっせんや調達を要請する。

ウ 借り上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体又は当該業者等と協議して定める。

エ 総務班は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町有車両、借り上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

(2) 車両等の配車

災害時における各部の所掌事務が、効率的に行われるように総務班において、調達車両の配分及び災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

ア 配車基準

町有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力の確保に万全を期する。

イ 配車手続

各班長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、総務班に請求する。

(ア) 車両及び積載量（トン数）

(イ) 台数

(ウ) 日時及び引渡し場所

ウ 運転日誌

車両運行者は、配車車両の運行記録、燃料の受払いについて記録し、総務班に報告する。

(3) 緊急輸送の実施

ア 範囲

町、県その他防災関係機関が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

(イ) 医療又は助産のための救護員

(ウ) 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

(エ) 被災者の救出及び救護のため必要な要員

(オ) その他本部長が必要と認めたとき

イ 物資の輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する部に配車された車両で行う。

ウ ヘリポートの確保

車両による輸送が困難な場合があるため、町はヘリポートを確保する。

＜資料編 町有車両一覧表＞

＜資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や町の行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとる。

また、町は、大規模災害時において、「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

1. 応急給水 【環境水道班】

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。
- イ 町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 県、南房総広域水道企業団等は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。
- エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

(2) 町の給水体制

水道管が被災した場合、およそ3日間の給水が可能となるようにする。

また、取水、導水、浄水、送水管の復旧を最優先とし、次いで配水管の復旧を図る。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、次の方法により行う。なお、この場合における飲料水の水源は、町水道浄水とする。

- ア 配水池及び浄水場による給水
- イ 給水車（車両積載用タンク）による機動給水
- ウ 消火栓の利用による給水
- エ 仮配管による給水

(4) 給水基準

ア 供給量

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※各家庭において風呂の残り湯等、20から30リットルの水を常備するよう奨励する。

イ 優先給水

給水は、医療施設、社会福祉施設等を優先的に行う。

(5) 給水所の設置場所及びその周知

ア 給水所

飲料水の給水場所は、町役場及び現地対策本部とする。ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難場所で供給を行う。

一般家事用水は、自ら容器を持参し、給水拠点に向いて給水を受ける。

イ 給水所広報

給水所の設置場所には、「給水所」と大きく書いた看板等の掲示物を表示する。

(6) 広報

災害時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域、復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、町ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

(7) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により、飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等安全対策を指導する。

<資料編 応急給水資機材保有状況一覧表>

<資料編 浄水場（補給水利施設）の現況>

<資料編 大多喜町指定水道工事店（町内工事業者）一覧表>

2. 食料の供給 【福祉班、農林班、給食班】

災害により、食料の配給、販売機構等が寸断された場合や自宅で炊飯が出来ない状態にある場合は、被災者に対して緊急的な炊き出しを行う。

また、住宅に被害を受けたため、一次的に縁故先へ避難するものについて、必要な食料を支給する。

町及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、町は、壊滅的な被害により行政機能が低下し、物資の供給を行う余力がないときは、県の「プッシュ型」支援により、水、食料、生活必需物資等を確保する。

(1) 食料供給実施の決定

ア 実施機関

(ア) 食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ 食料供給実施の条件

避難所に収容され、又は食料や調達のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できな

い住民が、ある程度の人数規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続しそうなとき。

ウ 対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- ・旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

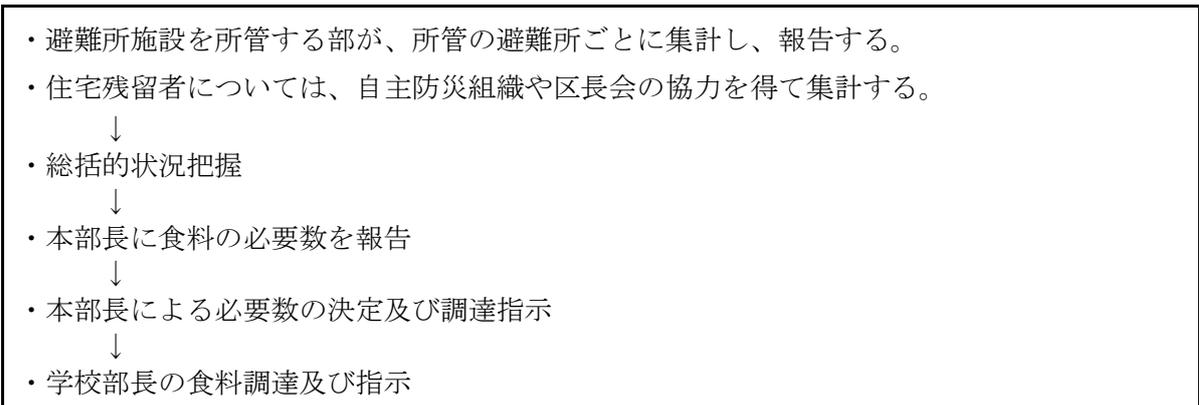
エ 応急食料の内容

- ・米穀
- ・乾パン
- ・米飯缶詰
- ・弁当、パン等

(2) 需要の把握

応急食料の必要数の把握は、福祉班が関係部等が収集した被災者情報を総括して行う。

■必要数調達の流れ



ア 食料の調達

(ア) 米穀

本部長は必要とする米穀の数量を知事に申請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

また、災害救助用米穀の供給について、県との連絡が取れない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、直接、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

(イ) 乾パン、米飯缶詰等

乾パン、米飯缶詰等の調達は、本部長が必要とする数量を知事に申請し、備蓄倉庫から調達する。

(ウ) 弁当及びパン

弁当及びパンの調達は、一般食料品店等から購入し、給与する。

イ 炊き出し

(ア) 炊き出しの実施

米穀による炊き出し給与は、学校給食センターにて一括して行うこととするが、必要に

応じて赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所に設置された給食設備等により炊飯して行う。

(イ) 調味料、副食等

炊き出し給与のための調味料、副食等は、町内における関係業者から調達する。ただし、町内で調達が困難な場合は、知事に要請する。

<資料編 町内における食料品調達業者一覧表>

ウ 災害救助法が適用されたときの食料供与

災害救助法適用後において適用される基準は、災害救助法施行細則別表第一による。

<資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）>

エ 食料の輸送

福祉班は、町において調達した食料及び県から供給を受けた食料を指定の集積地に集め、運送業者の協力を得て、車両により避難所等の給食地へ輸送する。

また、民間販売業者から食料の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により輸送する。

オ 食料集積地の指定及び管理

本部長は、食料の集積地を設置し、調達した食料の集配を効率的に行うよう努める。

また、食料の集積地では、集積地ごとに福祉班を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者として配置し、食品管理の万全を期する。

【食料の集積場所】

- ・役場、大多喜小学校その他災害の状況に応じて安全かつ適切と本部長が判断した場所

(3) 政府所有米穀の調達方法

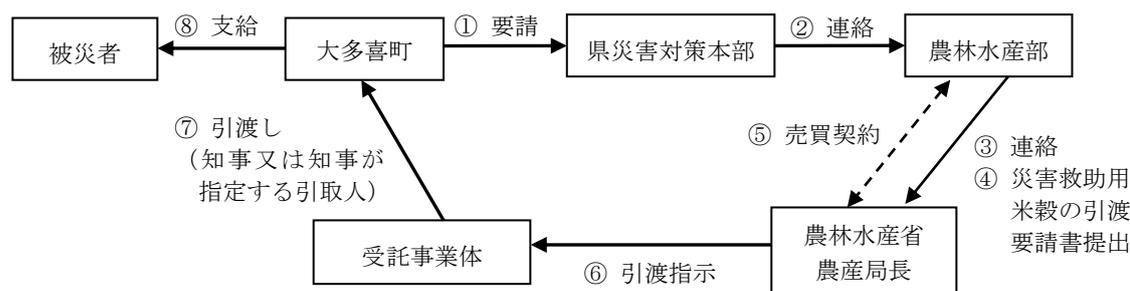
政府所有米の調達を要するときは、町長が災害の発生に伴い必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

町が直接農林水産省農産局長に連絡した場合、事後に県に報告し、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。

米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

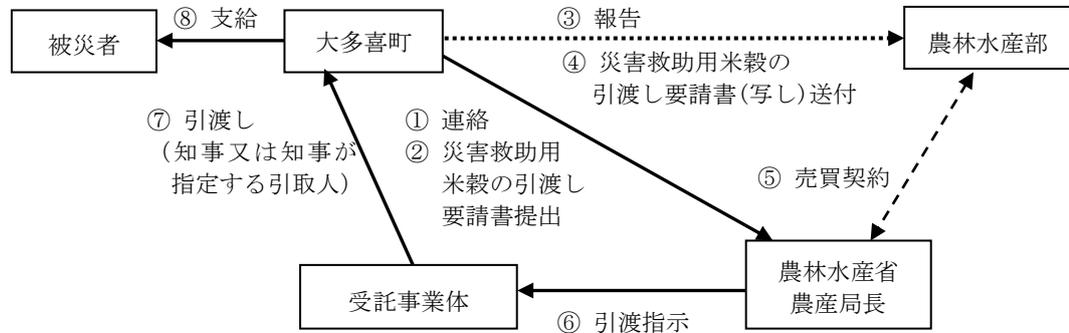
■政府所有米の受渡し系統図

<町からの要請を受け、県が引渡要請する場合>



<町が直接要請する場合>

町が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



<資料編 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抜粋)>
<資料編 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>

3. 生活必需品の供給 【福祉班、商工観光班】

災害のために住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具その他の生活必需品を給(貸)与する。

(1) 生活必需品の供給・給与の実施の決定

ア 実施機関

(ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を行うことができる。

(イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町及び県は、あらかじめ協定を締結するなど、商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 対象者

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であり、次に掲げる者とする。

(ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(イ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

(2) 需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、福祉班が、関係部等が収集した被災者情報を総括して行う。

■必要数調達の流れ

- ・避難所施設を所管する部が、避難所ごとに集計し、報告する。
- ・住宅残留者については、自主防災組織や区長会の協力を得て集計する。
- ↓
- ・総括的状況把握
- ↓
- ・本部長に必要数を報告
- ↓
- ・本部長による必要数の決定及び調達指示
- ↓
- ・福祉部長の生活必需品調達及び指示

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品の調達

生活必需品の調達等は、福祉班が行う。なお、必要に応じて商工観光班が、町内の販売業者から調達する。

＜資料編 町内における物資調達先一覧表＞

イ 県への要請

町自らでは供給不可能な場合は、本部長は知事に調達を要請する。

(4) 生活必需品の輸送

福祉班は、町において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、運送業者の協力を得て、避難所等の給付地へ輸送する。

また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで輸送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

本部長は、生活必需品の集積地を設置し、調達した生活必需品の集配を、効率的に行うよう努める。

また、生活必需品の集積地では、集積地ごとに産業部を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者として配置し、生活必需品管理の万全化を期する。

【生活必需品の集積場所】

- ・町役場、大多喜小学校その他災害の状況に応じて安全かつ適切と本部長が判断した場所

(6) 生活必需品の給（貸）与

生活必需品の給（貸）与基準は、災害救助法の基準に準じて行う。

4. 燃料の調達 【商工観光班】

町は、燃料不足による災害時の応急対策への支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内のガソリンスタンド、商店等から迅速な調達を行う。

第9節 広域応援の要請

大規模災害時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1. 自治体等への応援要請 【総務班】

(1) 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

■ 県への応援要請手続き

要請先	知事（県防災危機管理部防災対策課）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	（根拠法令等） 災対法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。総務班は、これらの手続きを実施する。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	（根拠法令等） 派遣：災対法第29条 あっせん：災対法第30条 地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

また、町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び数量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項	（根拠法令等） 災対法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救済及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付け及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

(4) 協定締結市町村との相互応援

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたとき、あらかじめ締結した「大多喜町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定」並びに「品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定」に基づき、荒川区長及び品川区長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

■ 協定締結市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び数量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項

応援の種類	① 食料、生活必需品等の救助救援用物資の提供 ② 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与 ③ 職員の派遣 ④ 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受入れ ⑤ その他、特に要講のあった事項
-------	--

(5) 応援隊の受入れ・活動支援

応援隊は、総務班が受入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

2. 受援体制の整備 【総務班】

受援体制については、本章第10節「受援体制」に準ずる。

3. 消防機関の応援 【総務班、消防本部】

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めた場合は、あらかじめ締結している「千葉県広域消防相互応援協定書」及び具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

ア 応援要請文書の記載事項】

- (ア) 災害発生の日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害の状況（現況、拡大の予想）
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 気象・地形・市街地の状況
- (カ) その他必要事項

イ 連絡窓口

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、総務班が連絡窓口となり連絡調整にあたる。また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、消防相互応援協定に基づき経費の負担を行う。

(2) 応援の実施

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

4. 水道事業体等の相互応援 【総務班、環境水道班】

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため、他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

5. 民間団体に対する応援要請 【総務班、福祉班】

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めた場合は、自主防災組織、各業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

6. 広域避難 【総務班、福祉班】

(1) 広域避難の調整手続等

ア 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 広域避難者への支援

福祉班は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等を踏まえ、避難者への支援を行う。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

町は、町外からの避難者を受け入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、総務班は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

7. 広域一時滞在 【総務班】

(1) 広域一時滞在の調整手続等

- ア 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。
- イ 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10節 受援体制

町は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害対応業務や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められる。

大規模災害が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制について定める。

1. 受援体制 【総務班】

(1) 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各課において主体的に実施することとし、全体調整を総務班が行うこととする。

(2) 受援体制

ア 総務班の役割

総合的な応援の受入れについては総務班で担当し、役割を次のとおりとする。

■総務班の業務

区分	内 容
業 務	<ul style="list-style-type: none">・ 応援に関する各班からのニーズのとりまとめ・ 応援要請手続き・ 要請先との連絡調整・ 応援部隊等の受入れ（受付け）及び各班担当への引渡し・ 応援期間中の応援部隊等の代表者との調整・ 応援者への支援（宿泊場所、飲料水、食料、燃料等の確保）
担当する 要請の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 自衛隊の災害派遣・ 災対法等に基づく県を通じた職員の派遣、物資の要請・ 自治体間相互の災害協定書に基づく要請

イ 各班の役割

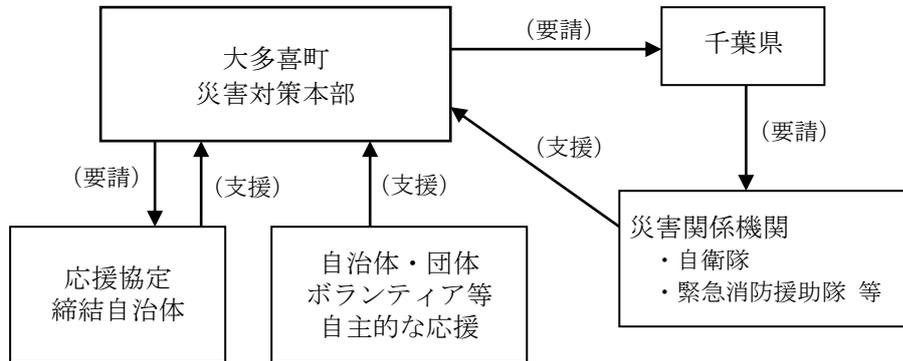
応援を受け入れる各班に受援担当者を置き、応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

(3) 応援要請の受入れ

大規模災害が発生した場合には、自衛隊等の災害関係機関に対しては県を通じて応援要請を行い、応援協定締結自治体には本町災害対策本部より直接応援要請を行う。

その他自治体・団体、ボランティアによる自主的な支援がある。

■ 応援要請の受入体制図



2. 人的支援の受入れ 【総務班】

(1) 本町に人的支援を行う応援団体等は、次のとおりとする。

- ア 地方公共団体
- イ 消防機関
- ウ 自衛隊
- エ 医療機関
- オ 災害時応援協定締結団体
- カ ボランティア
- キ その他の団体

(2) 基本的考え方

大規模災害時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や受入れを行う各班と総務班との役割分担を明確にする。

(3) 人的支援の受入手順

ア 応援要請

- (ア) 各班の受援担当は、非常時の優先業務を実施するにあたり、応援要請が必要な場合は、総務班に要請する。
- (イ) 総務班は、各班からの応援要請を受け、人的資源の確保・調整を行うとともに、その上で人的資源が不足する場合は、総務班長へ報告する。
- (ウ) 災害対策本部で応援内容を決定し、総務班は要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について応援団体に電子メールや電話等で応援を要請する。

イ 受援の準備

(ア) 応援団体との連絡調整

総務班は、応援団体と連絡調整を行い、応援者の人数や到着時刻、集合場所、携行品等について事前に把握し、受入れを行う各班と情報を共有する。

(イ) 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則、受入れを行う各班で準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材等、不足することが想定される資機材については、応援者に持

参してもらおうよう要請する。

(ウ) 応援者の執務スペース等の確保

応援者が活動する執務スペース等については、受入れを行う各班が所管する施設を活用して確保する。ただし、受入れを行う各班で確保できない場合は、総務班は、各班の受援担当者との調整し、必要な執務スペース等を確保する。

(エ) 応援者の滞在場所、移動手段及び食料等の確保

応援者等の滞在場所については、応援団体又は個人が確保することを原則とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合は、受入れを行う各班が中心となって本町の管理施設を活用して確保する。

移動手段については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、本町公用車等を活用し確保する。

食料・飲料水については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、総務班への要請により町が確保する。

ウ 応援者の受入れ

(ア) 応援者等の受付け

各班の受援担当者は、集合場所において、応援者等の受付けを行う。その際には、応援者等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿を作成する。作成した名簿の原本は受援担当者の班で保管するとともに、総務班へも提出する。

(イ) 業務内容の説明

受入れを行う各班は、応援者が行う業務の内容や手順について、応援者等に説明を行う。

(ウ) 応援者等の受入れの報告

応援者等を受け入れる各班は、受援状況報告書を作成し、速やかに総務班へ提出する。

総務班は、町全体の応援者等の受入れ状況を取りまとめて、町災害対策本部に報告する。

エ 応援による業務の実施

受入れを行う各班は、応援者等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて応援者等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

オ 受援の終了

受入れを行う各班は、受援対象業務の終了、又は受援が不要となる見込みとなった場合は、応援団体等と協議し、受入れを行う各班の長が受援の終了を決定する。受入れを行う各班は、受援が終了した場合は総務班に報告し、総務班は町災害対策本部に報告する。

3. 物的支援の受入れ 【被害調査班】

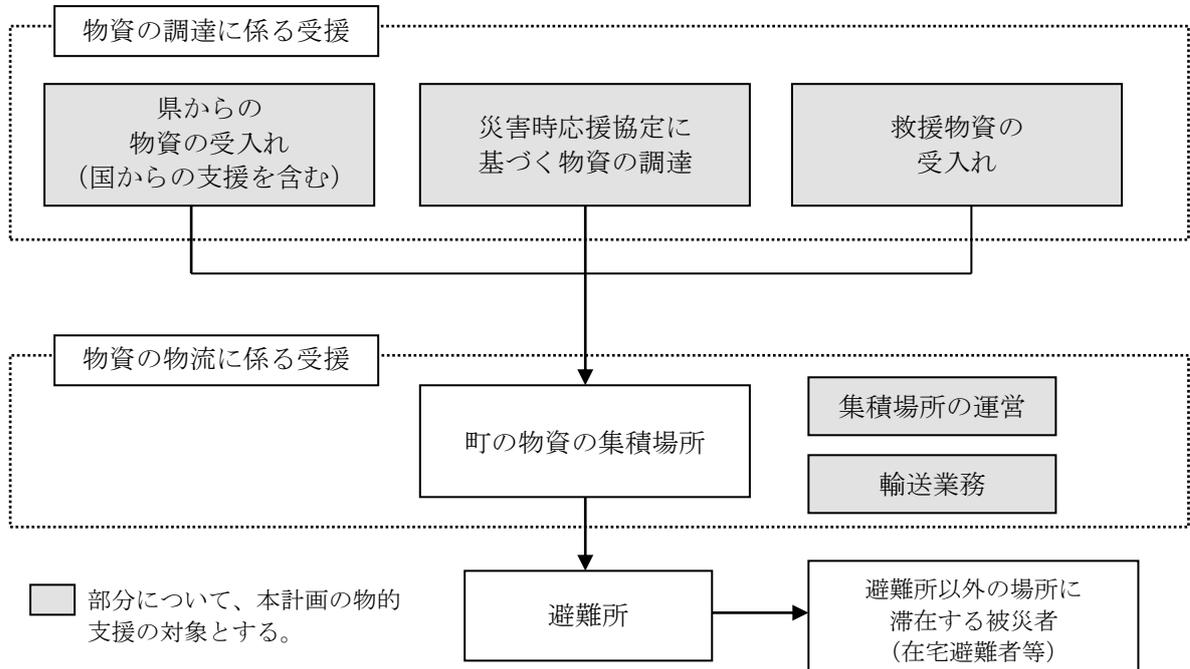
(1) 基本的考え方

本町では、一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間企業と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えている。

しかし、大規模災害時には避難生活や物流の復旧までの長期化等により、必要物資の不足が懸念される。このため災害時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援の受入体制を整備する。

(2) 物的支援（物資供給）の概要

本計画で対象とする物的支援（物資供給）の概要は、次のとおりである



(3) 物的支援の受援体制

ア 基本的な体制

支援物資に関する事務は、被害調査班が行う。

■被害調査班の業務

区分	内容
物資の調達に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の確保、配分等の統括 ・避難所ごとの物資ニーズの集約・整理 ・物資集積場所、搬送拠点の在庫管理、必要な関係者との調整
物資の物流に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送に必要な車両等の確保・要請 ・物資の受入れ、荷下ろし、検品、仕分け、荷捌き、積み込み等 ・拠点周辺の搬送車両の誘導、搬送管理

イ 物的支援の受入手順

支援物資の迅速な搬送を行うため、集積場所から直接避難所への搬送を行う。

(ア) 必要な物資の要請

災害対策本部は、備蓄物資や集積場所の在庫状況及び避難者数、被災者数と照合し、不足分を協定締結事業者、協定締結自治体、県に対し、品名、数量、搬送場所等を整理し、連絡・要請する。

(イ) 集積場所の開設・運営

被害調査班は、集積場所の開設が必要となった場合、集積場所の被災状況を確認の上、担当職員を派遣し、開設の準備を行う。

(ウ) 物資の受け取り

担当職員は、外部からの物資を受け取る。受け取った物資については、内容を確認して記録した後、荷捌き及び仕分けを行い保管する。

ウ 避難所等への物資搬送

(ア) 避難所点への物資の搬送については、町公用車を活用する。公用車で不足する場合は、民間企業に協力を要請する。

(イ) 避難所の運営を担当する職員は、避難者、避難所運営委員会及びボランティア等と協力し、搬送された物資の内容を確認のうえ受払書に記載し、荷下ろし及び物資の適正な管理を行う。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

町域に大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、本部長は知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

1. 災害派遣要請の手続き 【総務班】

本部長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

- (1) 本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、次の事項を明らかにした文書をもって知事に災害派遣要請を依頼する。なお、知事は事態の推移に応じ、派遣しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

- (2) 緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に対し要請する。この場合、事後速やかに知事に対してその旨を通知する。

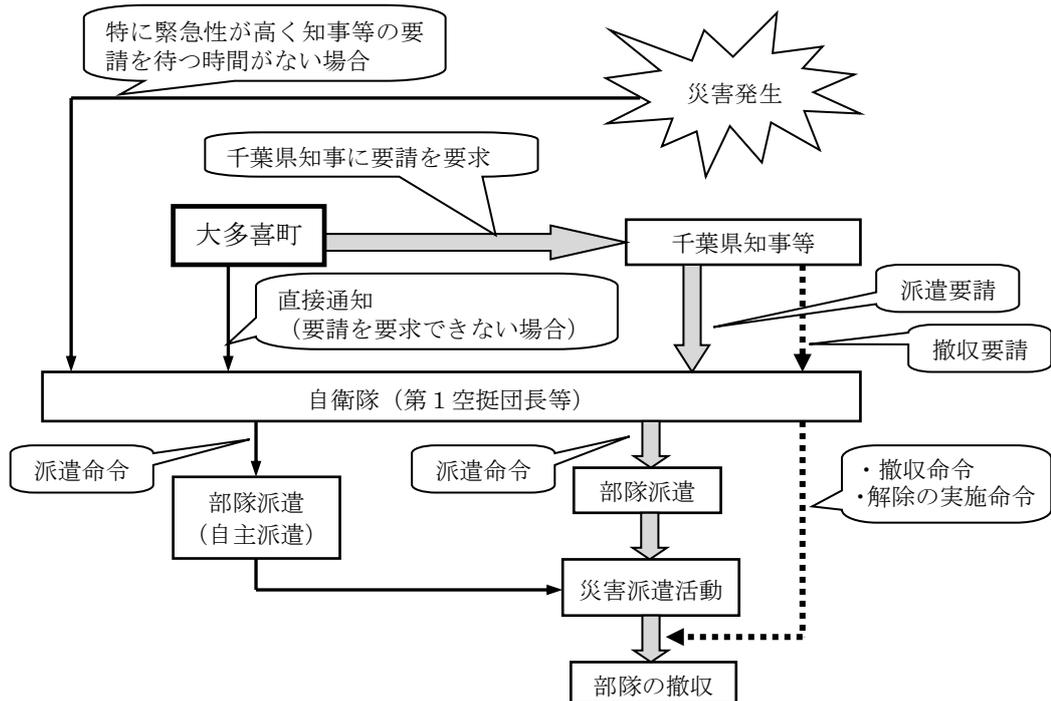
■要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

■緊急時の連絡先

部隊名等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (船橋市薬田台)	第3科 防衛班長 047-466-2141 内線 235、236	駐屯地 当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線 632-721	県防災行政無線 632-725
陸上自衛隊 高射学校 下志津駐屯地 (千葉市若葉区)	企画副室長 043-422-0221 内線 313、314	駐屯地 当直司令 043-422-0221 内線 302
	県防災行政無線 500-9631	県防災行政無線 500-9633

要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編 自衛隊災害派遣要請依頼書>

2. 災害派遣部隊の受入体制 【総務班、建設班】

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

本部長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助・救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民との連絡調整を実施する。

【明らかにする事項】

- ア 作業箇所及び作業計画（内容）
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所（窓口）

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

- ア 本部事務所
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

■指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必要地積（最小）	ヘリコプター受入予定 場所必要地積適否
OH-6J×1	約 30m×30m	適①～⑧
UH-1H×1	約 36m×36m	適①～⑤ ・ 否⑥～⑧
UH-60 ×1	約 50m×50m	適①～⑤ ・ 否⑥～⑧
CH-47 ×1	約 100m×100m	否①～⑧

（注）四方向に障害物のない広場とき

■ 宿舎候補地

名称	住所	収容可能人員
中央公民館	大多喜 486-10	約 800 人
B & G 海洋センター	大多喜 486-12	約 450 人

■ ヘリコプター発着場候補地

番号	名称	住所
①	多目的広場	大多喜 486-16
②	大多喜高等学校	大多喜 481
③	三育学院中学校(旧西中学校)	中野 589
④	大多喜中学校	船子 197
⑤	西小学校	松尾 227
⑥	旧上瀑小学校	下大多喜 100
⑦	旧総元小学校	大戸 433
⑧	旧老川小学校	小田代 524-1

<資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表>

3. 災害派遣部隊の活動 【総務班】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

■ 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索・救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常県又は町が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町が提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

項 目	内 容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与 又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は救じゅつ品※を譲与する。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※救じゅつ品：救恤品。災害の被災者を救済するための物資等

4. 災害派遣部隊の撤収 【総務班】

災害派遣部隊の撤収要請は、本部長が知事に対し文書をもって要請する。

＜資料編 自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書＞

5. 経費負担区分 【総務班】

自衛隊の救援活動に要した経費は原則として町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議の上、負担割合を定める。

【経費の内容】

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費、電話料等
- ・派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係わるものは、除く。）の補償
- ・天幕等の管理換に伴う修理費
- ・その他疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害時における学校等の児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対する支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1. 防災体制の確立 【学校教育班】

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 町教育委員会、警察署、消防本部（消防団）及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害応急対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、校舎等の一部損壊や避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2. 応急教育 【学校教育班】

(1) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

【措置の内容】

- ア 校舎の被害が少ないときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- イ 校舎の被害は相当に大きいですが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- ウ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧ができる場合は臨時休校し、ICTを活用した家庭学習等の適切な指導を行う。
- エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、公民館、体育館その他公共施設の利用。又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- オ 施設や設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

町教育委員会は、災害時に教職員を確保するため、次の措置を講ずる。

【措置の内容】

- ア 災害の規模及び程度に応じた教職員の参集体制の整備
- イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保

(3) 学校給食の措置

学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

(4) 授業料の減免

学校教育班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3. 学用品の調達及び支給 【学校教育班】

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が実施し、学校教育班がこれにあたる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずる。

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4. 文化財の保護 【社会教育班】

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を經由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

- ア 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

<資料編 町内文化財一覧表>

第13節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ 【総務班】

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、総務班は、県及び他市町村と連携し、住民、企業、学校等関係機関に対し、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2. 企業、学校等関係機関における施設内待機 【各関係機関】

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護 【施設管理者】

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等への情報提供 【総務班】

総務班は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 【総務部、施設管理者】

(1) 一時滞在施設の開設

総務部は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、地震発生時に準じ、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は、必要な場合に町内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

総務部は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町又は警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、地震発生時に準じ、あらかじめ定めた手順により、帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、総務班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、又医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき、又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1. 保健活動 【福祉班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

(1) 要配慮者の健康状況等の把握

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び福祉班は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

福祉班は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、医師会や介護・福祉の関係機関等と連携し、要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、町が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

(3) 二次健康被害の予防

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び町は、平時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）に報告する。夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣する。

2. 飲料水の安全確保 【環境水道班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）に対し、町が被災地で供給する飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。

また、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）と協力して被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。

3. 防疫 【福祉班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

福祉班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

福祉班は、家屋内外の汚染、感染症の発生、まん延を防止する必要がある場合、防疫活動を推進する。

ア 防疫措置情報の収集及び報告

福祉班は、災害発生直後、警察及び消防本部等と連絡をとり、感染症等の発生状況等の情報を収集し、防疫措置の必要な地域及び場所を把握する。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努める。発見した場合又は疑いのある場合は、災害対策本部及び夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）へ通報する。

イ 実施事項

防疫活動は、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）と緊密な連絡のもとに、次の方法により実施する。

- (ア) 汚染した井戸は、クロール石灰等により消毒する。
- (イ) 被害家屋の汚染排除、消毒を行う。特に、床下その他の汚水の滞留する箇所は、速やかに清掃し、生石灰による消毒、クレゾールの散布その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 給水源の消毒及び水質検査を行う。
- (エ) 食品衛生を指導する。

ウ 防疫資材の確保

- (ア) 使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るとともに、必要に応じて町内薬局等から調達する。
- (イ) 避難所内での感染予防のため、次の物品を確保しておく。

目的	必要物品
避難所内での感染防止	マスク、フェイスガード、体温計、除菌用アルコール、抗菌剤入り液体石鹸（手洗い用）、ペーパータオル、ゴミ箱、ゴミ袋 等
吐瀉物による感染防止	次亜塩素酸ナトリウム、空のペットボトル（次亜塩素酸を薄めて使用するために使う）、バケツ、ペーパータオル、使い捨て手袋、ガウン、ビニール袋 等

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 患者等の措置

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により、必要に応じ入院を勧告する。

また、福祉班は、感染症患者又は病原体保有者を隔離収容するにあたり、交通途絶等により隔離病舎への移送が困難な場合には、近隣の非被災地に臨時の隔離施設を設けるか、自宅に隔離するなどの緊急収容措置を講ずる。

(4) 予防教育及び広報活動の実施

福祉班は、災害時の感染症や食中毒について住民に対して教育を行うとともに、パンフレットや広報車等により広報活動の強化に努める。

(5) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況を随時、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）経由して県に報告する。

【報告内容】

ア 被害の状況

イ 防疫活動の状況

ウ 災害防疫の所要見込額

エ その他

(6) 衛生環境の維持

福祉班は、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種の生活物資及び清潔保持に必要な石鹼やうがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。

4. 死体の搜索処理等 【環境水道班、勝浦警察署】

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施する。

また、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ、死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 本町限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに(公社)県医師会が派遣する検案医師及び(一社)県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び町が場所の選定を行う。

(2) 検案医師の出動要請

ア 町長は、検案医師等について、必要に応じて(一社)夷隅医師会長、(一社)夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、(公社)県医師会長及び(一社)県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

(3) 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の救助基準等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」による。

なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

<資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

(4) 県警察における計画

ア 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、町長又は知事と緊密に連絡し、身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて、関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

5. 動物対策 【福祉班、環境水道班、農林班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

(1) 死亡獣畜の処理

環境水道班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は夷隅地域振興事務所の指導により、死亡した獣畜を処理する。①②を除く家庭動物等動物は、飼い主が見つからない場合、一般廃棄物として処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境水道班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出した家庭動物等が発生した場合は、夷

隅保健所（夷隅健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) 家庭動物への対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則として家庭動物の持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

福祉班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合は、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。関係団体が家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6. 清掃及び廃棄物の除去 【情報収集班、環境水道班、建設班】

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理

ア 実施機関

災害時における被害地帯の廃棄物処理は、町長が実施し、環境水道班がこれに当たる。

イ 協力・支援体制

(ア) 風水害等による多量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内市町村において相互に援助協力を行う。

(イ) 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 必要に応じて、自衛隊、警察、消防等と連携して、災害廃棄物等の撤去を行う。

ウ 廃棄物の収集と処理

(ア) 環境水道班は、関係機関及び民間と連携を図りながら作業体制を確立するとともに、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 情報収集班は、災害廃棄物等の円滑で迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、情報収集を行う。

エ 災害廃棄物の処理方針

(ア) 生活ごみ・避難所ごみ

a 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。

b 避難所等の生活ごみについて、生活環境の保全の観点から、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取組みが必要）には収集運搬・処理を開始することに努める。

c 避難所において、廃棄物の腐敗に伴うハエ等害虫の発生や生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、害虫等の発生防止活動や駆除活動に努める。

d 復旧、復興期には、避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平時の処理体制へ移行する。

(イ) 産業廃棄物

産業廃棄物は、原則として事業者の責任において処理する。

(ウ) 有害性・危険性のある廃棄物

農薬、毒物、劇物、ガソリン等通常の施設での処理が困難な廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ処分を委託するなど、別の方法で処理を行う。

オ 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬方法・ルートは、被災状況に応じて実施方法を決定する。

なお、災害時における収集運搬業務は、次を考慮して行う。

(ア) 災害廃棄物のうち、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物及び腐敗性廃棄物は、優先的に回収を行う。

(イ) 災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって運搬ルートや車両の大きさ・種類等が異なるため、時期区分や搬入先に合わせた車両を使用する。

(ウ) 収集運搬車両や作業員が不足する場合には、協定等に基づき、周辺自治体や民間事業者からの応援により、災害廃棄物の収集運搬を行う。

カ 損壊家屋の解体・撤去

被災した家屋の解体・撤去は、所有者の責任において行われる。

ただし、災害の規模によって国が特例措置を講じた場合等、復興を目的として町が必要と判断した場合は、損壊家屋の解体・撤去を町が行う場合がある。

キ 仮置場の確保

災害廃棄物の仮置場は、基本的に町が確保するものとし、災害廃棄物発生想定量を考慮して仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を検討する。

ク 住民への広報

発災後速やかに、収集方法や仮置場の場所、留意事項等について住民等に情報提供を行う。

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえた監視や広報の強化地域について検討する。

ケ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) し尿処理作業

ア し尿排出量の推定

町内の避難所等に設置した仮設トイレから発生するし尿収集必要量を推計し、処理体制の確立を図る。

イ 収集・処理体制

平時と同様の収集・処理体制を基本とし、夷隅環境衛生組合にて処理を行う。平時からし尿や浄化槽汚泥を収集している箇所での収集頻度は、平時と同様とする。

ただし、災害の規模によって多数の仮設トイレを設置する等して業務量が増大することにより、通常時の収集頻度の維持が困難な場合は、一時的な変更について検討する。

災害による損壊等により、夷隅環境衛生組合で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、必要に応じ、他の市町村に応援の要請をする。

ウ 仮設トイレの設置

避難所の開設に係る情報を入手し、避難者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し設置する。

なお、仮設トイレの設置依頼、不足の場合の支援については、早急に災害対策本部と協議を行い、現地設置が速やかに行えることを最優先事項とし対応にあたる。

【仮設トイレ設置の際の留意点】

- ・ 仮設トイレの設置、管理及び収集・運搬は、下表の事項等を検討し、計画的に行う。
- ・ 仮設トイレは、平時に備蓄している仮設トイレを優先利用する。不足する場合は災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。
- ・ 復旧・復興期は、避難所の閉鎖にあわせ平時のし尿処理体制へ移行する。閉鎖された避難所については、仮設トイレの撤去を行う。

■ 仮設トイレの設置及び管理等に係る検討事項

区 分	検討内容
設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難箇所数と避難人員 ・ 仮設トイレの種類別の必要数 ・ 支援地方公共団体等からの応援者、被災者搜索場所、トイレを使用できない被災住民等を含めた仮設トイレ設置体制の確保 ・ 用意された仮設トイレの一時保管場所の確保
管理 ・ 収集 ・ 処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給 ・ 支援市町村やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保 ・ 仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について保健所等の担当部署による継続的な指導・啓発

■ 町で所有する仮設トイレ等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用トイレ(既存便器(便座)を用い被せる袋タイプ) ・ 簡易トイレ(ラップポン)(箱型の簡易トイレで、排泄物を自動的にフィルムの中に密封することができるタイプ)
--

(3) 障害物の除去

ア 町管理道路における障害物の除去

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、町の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

(ア) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

(イ) 機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、町の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

(ア) 実施体制

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が実施し、建設班がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を行うことができる。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

(4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し、又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、平時から応急危険度判定士等の養成を行う。

1. 応急仮設住宅の供与等 【建設班】

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の供与

町は、災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家の確保ができない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。応急仮設住宅の設置場所は、基本的に国、県又は町の公有地とする。やむを得ず私有地に建設する場合には、所有者と町との間で賃貸契約を結ぶ。

＜資料編 応急仮設住宅建設候補地＞

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の建設は、町長が実施し、建設班がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、災害救助法施行細則別表第一による。

＜資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）＞

ウ 供与の方法

(ア) 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

(イ) 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を提供する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

町は、災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない被災者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、町長が実施し、建設班がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合には、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 建設資材の確保

ア 町において資材が不足した場合は、建設産業部長は総務部長を通じ県に要請し、資機材の調達の協力を求める。

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、国有林材の供給を行う。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行う。

b 災害復旧用材の供給は、知事、町長からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を要請する。

2. 被災宅地危険度判定支援体制の整備 【建設班】

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 実施体制の整備

災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、判定実施計画を作成するとともに、判定士の派遣等県へ支援を養成する。

また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 被災宅地危険度判定実施の広報

判定を実施するときは、住民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知する。

また、危険度の判定は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で行い、判定結果については被災宅地に表示し、居住者及び通行者等に注意を促す。

(3) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、土木・建築等の技術者に対し、県が開催する被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

3. り災証明書の交付体制の整備 【被害調査班、消防本部】

(1) 住家の被災調査

被害調査班は、遅滞なく被災者にり災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結、応援の受入体制の構築等、り災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

ア 調査方法

被害調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らないの区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

(ウ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(エ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(オ) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(2) り災証明の発行

被害調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において、り災証明書を発行する。なお、火災によるり災証明書の発行は、消防本部が行う。

第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けたライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1. 水道施設 【環境水道班】

災害時において、町は飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、本町のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

(1) 活動体制

災害時において、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水、送水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、町及び指定給水装置工事事業者等の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社及び他の水道事業者から調達する。

ウ 人員の確保

水道施設の応急復旧にあたり、町は指定給水装置工事事業者を動員して必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生 の 把握 及び 緊急措置

浄・送水施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所 の 切り離し 等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

<資料編 協定・覚書等一覧表>

2. 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を定めるとともに、本計画に基づき応急対策を実施し、人身事故等の防止と設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、災害時においても、原則として送電を継続する。

■電気に関する広報事項

- ・無断昇柱、無断工事を禁止すること。
- ・電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。
- ・断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。
- ・その他事故防止のための留意すべき事項。

3. ガス施設の応急復旧 【大多喜ガス(株)】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便宜を図るため、次の防災対策を実施する。

(1) 予防対策

- ア 台風襲来時にあつては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。
- イ 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋りょうの河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。
- ウ 拠点ごとに毎時の気圧、降雨量、河川水位を定点観測し、被害の発生を予測し対応する。
- エ 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

(2) 応急対策

ア 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。

一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

イ 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線等の通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたるるとともに、自動呼び出し体制をとる。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

ウ 消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

エ 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

4. 通信施設 【各施設管理者】

(1) 東日本電信電話(株)

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される洪水予報について、速やかに関係市町村へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置

- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株)NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車等、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株)

KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。通信に輻輳が発生した場合は輻輳制限を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株)では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便 (株)

日本郵便 (株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

- ア 災害時における窓口業務の維持を行う。
- イ ゆうちょ銀行 (株) の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第17節 ボランティアの協力

町は、大規模災害時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

また、町は、災害時に迅速な受入れができるよう体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

1. 災害ボランティアセンターの設置 【福祉班、町社会福祉協議会】

(1) 町災害ボランティアセンター

ア 町は県と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付け、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる町災害ボランティアセンターを町社会福祉協議会内に設置する。

イ 町は、町社会福祉協議会が被災し、機能を満たさない場合は、町災害ボランティアセンターの運営が可能な場所に設置する。

ウ 町災害ボランティアセンターの運営及び事務は、町社会福祉協議会が行う。

エ 町災害ボランティアセンターの設置は、災害が発生した場合に、町の災害対応を考慮し、町社会福祉協議会長が決定する。

また、町災害ボランティアセンターには、センター長及び副センター長を置く。

オ 町災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

- (ア) 被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズ・状況の把握
- (イ) ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート
- (ウ) ボランティアの受入れ及びボランティア活動保険の加入
- (エ) ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
- (オ) ボランティア事前登録者の確保と活動要請
- (カ) ボランティア活動の記録管理
- (キ) その他町災害ボランティアセンターに必要と認められる活動

(2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できないなどの場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

夷隅地域については、いすみ広域災害ボランティアセンターを拠点に支援する。

■本町に係る広域災害ボランティアセンター(VC)の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

2. ボランティアの活動分野 【福祉班、町社会福祉協議会】

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- キ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体 【福祉班、町社会福祉協議会】

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災宅地危険度判定士
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体、NPO法人等

4. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ 【総務班、福祉班、町社会福祉協議会】

町は、住民等に対し、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう平時から連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣 【総務班、福祉班、町社会福祉協議会】

災害の状況に応じた、より実践的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受け付け、登録は原則として発災後に実施することとし、町（福祉班）、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

町の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、県の担当部局と調整を図る。

活動分野	個人・団体	県受付窓口	町受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	福祉班
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課	被害調査班

活動分野	個人・団体	県受付窓口	町受付窓口
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	福祉班
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	福祉班
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	情報収集班
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課	総務班

※平時に登録を行っている。

(2) ボランティアの受け

ア 被災現地における受け

被災地域内住民のボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へきたボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口（福祉班）において受けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

イ 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) ボランティアニーズの把握

町災害ボランティアセンターは、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

(5) 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町内を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見等を踏まえ、関係団体と協議する。

6. ボランティア受入体制 【福祉班、町社会福祉協議会】

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動拠点の提供

町ボランティアセンターや活動拠点については、町と町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材についても、町社会福祉協議会において、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは、町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 【福祉班、町社会福祉協議会】

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力等高い専門性が必要である。

そこで、県等が主催する各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、平時から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1. 被災者に関する支援の情報の提供等【総務班、被害調査班】

町は、各種の支援措置が早期に、また総合的かつ効率的に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等に努める。

町は県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談機会の提供や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2. 被災者生活再建支援金 【福祉班】

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは、交付決定等を行う。

（被災者生活再建支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする。（県から町への補助方式：補助率8/10）

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

3. 公営住宅の建設等 【建設班】

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

町は、関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

4. 災害援護資金の貸付け 【福祉班】

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷のある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

- (エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主の1か月以上の負傷のない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円

- (ウ) 住居の全壊（（エ）を除く） 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350 万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350 万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10 年（据置期間を含む）

イ 据置期間 3 年（特別な場合 5 年）

ウ 利子 年 3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

エ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(5) 申込方法 各市町村

5. 生活福祉資金の貸付 【福祉班】

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯 150 万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6 か月以内

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年 1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む。

6. 税等の減免等 【被害調査班】

町税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した町税及び県税等の納税義務者に対し、町税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、町長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税等を一時に納付し、又は納入すること

ができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

納税義務者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

町は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

7. 災害弔慰金等の支給等 【総務班、福祉班】

(1) 災害弔慰金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 町災害見舞金の支給

町は、災害救助法の適用を受けない災害については、「大多喜町災害見舞規程」（平成8年訓令第4号）に基づき、見舞金を支給する。

8. 雇用の確保 【茂原公共職業安定所】

茂原公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

(4) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

9. 義援金品の取扱い 【総務班、情報収集班、被害調査班】

町は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分の措置を講ずる。

なお、義援物資については第3章第8節2「食料の供給」、3「生活必需品の供給」による。

(1) 義援金品の募集及び受け付け

町長は、義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口の設置を被害調査班に指示し、義援金品の募集及び受け付けを実施する。

なお、被害調査班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

また、日赤に寄託された義援金品は、日赤千葉県支部及び大多喜町分区において受け付ける。ただし、被災の状況により、前期の場所での受け付けが困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、総務班が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受払帳簿を作成する。

義援品については、被害調査班が一時保管場所を定め、保管する。

(3) 義援金品の配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を本部長が決定する。

なお、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

<資料編 義援金品の関係様式>

10. その他の生活確保 【被害調査班、福祉班】

(1) 郵便物の特別取扱い

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。

2 災害時における窓口業務の維持

3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(2) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(3) 介護保険における対応

町は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

(4) 生活相談

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

被害調査班は、役場庁舎内に生活相談の窓口を開設する。

1 1. 事業者等への融資 【商工観光班、農林班】

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

町は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林業者への融資資金

町は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 水道施設 【環境水道班】

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
 - この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2. 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

原則として復旧の順位は、人命に係る施設、対策の中核である官公署、生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. ガス施設 【大多喜ガス(株)】

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命に係る施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入れ、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・管内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去

- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 通信施設 【東日本電信電話(株)】

(1) 東日本電信電話(株)における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5. 農林業施設 【農林班、施設管理者】

農林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 農業用施設

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6. 公共土木施設 【建設班、道路管理者、施設管理者】

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ復旧を行う。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

(2) 河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 砂防施設

(ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

(イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそ

れのあるもの

(エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号、以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1. 激甚災害指定の手続 【総務班】

町域において大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2. 激甚災害に関する調査報告 【被害調査班、環境水道班、建設班】

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 特別財政援助額等の交付手続等 【総務班】

(1) 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

(2) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施する。

第4節 災害復興

1. 体制の整備 【各部各班】

町は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

2. 災害からの復興に関する基本的な考え方 【各部各班】

町の防災対策としての行政施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

町は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3. 想定される復興準備計画 【各部各班】

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の被災者、被害者に対する巡回診断により、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 被災地の復興

壊滅的な被害を受けた被災地の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した復興計画の策定を目指す。

また、地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。町の重要な産業である観光等においても、復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。